

文教委員会資料⑤

2 所管事務の調査（報告）

（2）第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）の策定について

資料1 「第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」（素案）に関するパブリックコメント実施結果について

資料2 第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）【概要版】

資料3 第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）

こども未来局

（令和8年2月10日）

1 概要

本市では、子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るため、川崎市子どもの権利に関する行動計画を策定しています。このたび、令和 8(2026)年度から令和 11(2029)年度までの 4 年間を計画の期間とする「第 8 次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(素案)を取りまとめ、市民の皆様から意見を募集しました。

その結果、子どもを含め 96 通 (161 件) の御意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和 7 年 11 月 25 日 (火) から 12 月 25 日 (木) まで【31 日間】
意見の提出方法	市ホームページ (専用フォーム)、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより (令和 7 年 12 月 1 日号) ・市ホームページ ・紙資料の閲覧 (かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、川崎市子ども夢パーク、こども文化センター、市民館、図書館、こども未来局青少年支援室) ・各種施設・行事等での周知 (こども文化センター (3か所)、児童養護施設、子ども会議、かわさき子どもの権利の日のつどいなど)
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・紙資料の閲覧 (かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、川崎市子ども夢パーク、こども文化センター、市民館、図書館、こども未来局青少年支援室) ・子ども会議での周知

3 結果の概要

意見総数	96 通 (161 件)
内 訳	市ホームページ
	65 通 (108 件)
	FAX
	0 通 (0 件)
郵送	0 通 (0 件)
持参	31 通 (53 件)

※内訳は大人 72 通（118 件）、子ども 24 通（43 件）

※子どもからの意見については意見番号（No）の下に「★」マークを付しています。大人の意見を含め、同趣旨の意見をまとめているため、「★」マークの数と子どもの意見件数は一致しません。

4 意見の内容と対応

（1）意見の対応区分

【対応区分】 A：意見の趣旨を踏まえ、反映させるもの

B：意見の趣旨が案に沿ったものであり、取組を推進するもの

C：今後の参考とするもの

D：質問・要望の意見であり、案の内容を説明するもの

E：その他

項目	A	B	C	D	E	計
1 行動計画の全般、基本理念、基本目標等に関すること	0	7	1	3	0	11
2 施策の方向Ⅰに関すること（子どもの権利の尊重）	10	16	19	11	0	56
3 施策の方向Ⅱに関すること（子どもの意見表明・参加の推進）	0	7	14	9	0	30
4 施策の方向Ⅲに関すること（子どもの最善の利益の確保）	0	0	4	21	0	25
5 重点的取組に関すること	0	1	4	4	0	9
6 条例、子どもの権利等に関すること	0	0	3	1	0	4
7 その他	0	0	11	4	11	26
合計	10	31	56	53	11	161

※「条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」を指します。

（2）主な意見と対応

① 主な意見

子どもの権利に関する広報・啓発の取組において、SNS・動画の活用や大人への周知・学習機会の充実を求める意見、子どもの居場所や意見表明に関する意見等が寄せられました。

② 本市の対応

いただいた意見の一部は、本計画の内容に沿ったものであり、明確に記載することで取組がよりわかりやすくなることから、記載内容を加筆したほか、所要の整備を行った上で、案のとおり「第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定します。

(1 行動計画の全般、基本理念、基本目標等に関すること：11件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1 ★	子どもの権利に関してさまざま取り組んでいることは良いと思うが、資料がわかりづらいので、もう少し見やすいといい。 (同趣旨 他3件)	パブリックコメントの実施にあたっては、説明資料がわかりやすくなるよう、子どもの意見を参考にして、漫画や動画を作成するなどの工夫をしました。今後も、子どもの意見を聞きながら、よりわかりやすく計画が伝わるよう取り組んでまいります。	B
2	政策がむずかしすぎてよくわからなかった。この「子どもの権利に関する行動計画（素案）」は第8次と書いてあるが、8年前から川崎市がつくっているのか？4年ごとに計画しているのか？	パブリックコメントの実施にあたっては、説明資料がわかりやすくなるよう、子どもの意見を参考にして、漫画や動画を作成するなどの工夫をしました。今後も、子どもの意見を聞きながら、よりわかりやすく計画が伝わるよう取り組んでまいります。 また、子どもの権利に関する行動計画は平成17（2005）年に第1次計画を策定し、第7次計画までは計画期間を3年間、第8次計画は4年間としております。	B
3 ★	子どもが幸せになる前に、大人が幸せになったほうがいいと思う。	平成12（2000）年の条例制定にあたって、条例の骨子案作りに関わった子どもたちから大人へのメッセージとして「まず、おとなが幸せにいてください。（中略）子どもはそういう中で、安心して生きることができます。」という言葉がありました。本計画では、子どもに対する取組とともに、子どもの最善の利益を確保するため、子育て家庭に寄り添い、地域社会で子育てを応援するしくみづくりに向けた取組等を進めてまいります。	B
4	agreement（計画素案に同意する）	今後、本計画に基づき、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に進めてまいります。	B
5	行動計画に対する市民意見の募集方法については、自由記述形式のみでは意見が提出されにくいという課題があるため、次のような改善を検討されたい。 ・論点ごとにあらかじめ空欄や設問を設定し、意見記入欄を限定的に示す方式 ・コンサルティング企業が用いる「論点提示型」フィードバックフォームの実装 ・市民が意見を記載しやすくするための簡易ガイドラインの付与	意見記載を補助する工夫やわかりやすい案内方法につきましては、今後の行動計画策定の際に市民意見募集の在り方を検討する上での参考とさせていただきます。	C

6	基本理念の（6）で「子どもの権利が保障されるように努める」とあるが、「保証します」と表現すべきだと考える。条例前文の表現が「努める」ならば、計画では言い切る表現がよいのではないか。	本計画では、条例前文に示されている子ども及び子どもの権利に関する基本的な考え方を基本理念として掲げています。この基本理念をもとに子どもに関する施策を推進してまいります。	D
7	推進体制に関して、先駆的なあり方を模索して欲しい。現在多くの自治体が府内推進のための会議体を設置して進めており、海外の事例等も参照して、予算権限を持ち、府内横断的に決裁権を有するような、子ども統括官のような人材を市長の下に配置することを検討して欲しい。	子ども・子育て施策につきましては、現在策定中の「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」（素案）において、ライフステージごとの支援策について市民にわかりやすい形でお伝えするものとして「かわさき子育て応援パッケージ」をお示ししたところです。 今後も、総合計画第4期実施計画や他の行政計画における対応と整合性を図って、部局横断的に取組を推進し、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。	D
8	行政の縦割り政策の中で、子どもの権利の行動計画との齟齬が出ているのではないか。行政施策の連携によって、現実を子どもの権利が尊重される場に変えていく必要があると強く思う。	総合計画第4期実施計画や他の行政計画との整合性を図って本計画を策定します。また、関係機関、府内部署間で連携して取組を推進し、子どもの権利施策を総合的に推進してまいります。	D

（2）施策の方向Ⅰに関すること（子どもの権利の尊重）：56件

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
9	SNSでショート動画を作成し拡散してほしい。現代の子どもが大多数利用するSNSで、その中でもTikTokやYouTubeといったもののショート動画は多くの人の目に入る。 (同趣旨 他9件)	SNSや動画による広報・啓発については、これまで本市のX公式アカウントでの「子どもの権利の日のつどい」等のイベント広報や本市YouTubeチャンネルでのパブリックコメント説明動画の公開等に取り組んでいるところですが、近年ますます有効な手段となっているものと認識しており、計画（案）35ページ第3章の施策の方向Ⅰ及び41ページ第4章の推進施策1の本文中「さまざまな媒体」の具体例として追記します。 今後もより多くの市民に興味を持ってもらえる周知方法について検討しながら、子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	A

10	教師や親等の社会人に向けた子どもの権利の説明会を開催してほしい。子どもが自主的に情報を得ることも大切ですが、子どもは教師や親といった大人から情報を得るのが大半だと思います。そのため、まず大人が「子どもの権利」について考えるべきだと思う。	本市では、すべての市立学校から1名が参加する人権尊重教育推進担当者研修や経験年数（ライフステージ）に応じた研修において、子どもの権利について説明、周知しており、研修内容を自校で共有してもらうように伝え、広く教職員に周知を進めております。 また、大人に対する子どもの権利に関する理解を深める取組として、子どもに関わる職員等への研修や地域団体や子育てグループなどへの講師派遣等の事業を実施してまいります。	B
11	子どもの権利については、子ども本人だけでなく、親や保護者、これから親になる人への理解を深めることが重要だと考える。子どもの権利に関する講演会や学習の機会を設け、より多くの人が参加できるようにしてほしい。可能であれば、必須参加とし、参加が難しい場合でも動画視聴などで学べる仕組みがあるとよいと思う。 (同趣旨他4件)	大人に対する子どもの権利に関する理解を深める取組として、イベントでの啓発活動や講演会の開催、保育所や学校など子どもに関わる職員等への研修、地域子育てグループや企業への講師派遣等の事業を実施しております。また、SNSや動画の活用など時代や社会状況に合わせた広報手段や、伝えたい人に興味を持つもらえる周知方法について検討しながら、より多くの市民に子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	B
12	川崎市に子ども専用相談窓口を作ったり、学校、園、地域で子どもの意見を丁寧に聞き取る機会を作る必要があると思いました。学校での配布物がもっと興味をもてるようカードにしてみたりしたら子どもの目にも大人の目にもとまると思いました。	子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談でき、子どもが権利侵害から逃れられるよう、より広い周知等に取り組みます。 相談先を記載したカード等の周知については、毎年学校を通して全児童生徒に配布し、イベント等での啓発物の配布などによる周知も実施していますが、今後もより広く周知できるように取り組みます。 また、11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、市内小学校の全児童にリーフレットを配布しているところですが、わかりやすい言葉を使うなど、より一層子どもの権利について理解してもらえるよう検討してまいります。	B
13	子どもが安心して相談できる場所を増やすべきだと思う。 既にそれぞれに相談するための場所は設置されていると思うが、さらに普段からカウンセラー等と信頼関係を築ける機会があればいいと思う。いきなり子どもが知らない大人に自分の悩みを相談することは難しいと思うから子どもにとって安心できる環境づくりを求めたい。	施策の方向Ⅰ推進施策3に基づき、各事業では子どもが安心して相談できる場所等の周知を行っているところです。 引き続き、スクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーの校内での活動の充実を図るとともに、子どもが相談機関を信頼して相談ができる環境づくりに取り組んでまいります。	B

14	子どもが大人に相談しないのは、相談しても解決に結びつかないからであり、その要因を探るべき。話を聞く心理的ケアだけではなく、現実を良くするための具体的解決がない相談は、やっぱりダメかと更なる絶望感を与えるだけである。	施策の方向Ⅰ 推進施策3に基づき、各相談機関では子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談でき、子どもの権利の視点で救済できる環境づくりを行っているところです。引き続き、相談者が安心して、相談したいと思えるような環境づくりを進めてまいります。	B
15 ★	虐待されている子どもたちがかわいそうだから、110番を増やして子どもたちが行く。子どものモヤモヤがあった時、1か月か2か月に1回「モヤモヤなあい？」と聞く。	育児に関する不安や負担が児童虐待につながる恐れがあることから、伴走型相談支援である「妊婦等包括相談支援事業」と経済的支援である「妊婦のための支援給付」を効果的に組み合わせて出産前後の妊産婦等の方を総合的に支援をすることにより、妊娠期からの切れ目ない支援を実施しています。	B
16 ★	虐待をなぜするのか。監視カメラをつけてほしい。虐待したら罰金してほしい。	また、かながわ子ども家庭110番相談LINEや川崎市児童虐待防止センター等の相談窓口を周知するとともに、さまざまな機会を活用した普及啓発活動を積極的に行うことにより児童虐待の未然防止を図っています。	
17 ★	通報、定期的に何かないか確認、いじめや虐待を証言する人がいたら証拠がなくても調べる。	さらに区役所においては、子育て家庭等の抱える課題の早期発見・対応及び児童虐待の重篤化の防止等に向けて、各区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、児童福祉・母子保健の両機能をより一体的に運営することで、多様な支援ニーズを把握するとともに、令和7年10月から新たに開始した子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業を活用し、地域の関係機関と連携しながら、個別的・専門的な支援を実施しています。	
18 ★	先生に言う、警察に言う、児童相談所に報告する。	児童虐待に関する相談窓口として、児童相談所では、0歳～18歳未満の児童について、保護者、児童自身からの相談を受け、一緒にその問題解決に努めています。	B
19 ★	虐待されたときに話せる場所がほしい。	また、児童虐待防止センターで24時間365日電話による相談を受け付けているとともに、かながわ子ども家庭110番相談LINEでは、月曜日から土曜日の9時から21時まで、親子関係や家族の悩みなどについて、専門の相談員がコミュニケーションアプリ「LINE」を通じて無料で相談をお受けしています。	

20	子どもの権利を尊重・実現する取組みについて、子どもの権利専門のNPOと連携・協働していくといのではないか。	市民活動団体との協働については施策の方向Ⅰ推進施策4に位置付けており、これまで市民企画事業の実施等に取り組んできたところです。引き続き、地域社会全体で、子どもの権利施策を推進するため、子どもに関する活動をするさまざまな市民・市民活動団体等との協働・連携した取組を進めてまいります。	B
21	<p>権利学習の「知識伝達型」から「実践統合型」への再構築について、41ページ推進施策1「広報・啓発」、42ページ推進施策2「権利学習の推進」では、権利の理解と周知が中心になっているが、今後は以下の方向性を明確にする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利を「知る」段階から「権利が保障された学習環境を実現する」段階へ進むこと ・子どもと大人が共同で学ぶパートナーシップ型研修の導入 ・権利の相互尊重や合理的配慮など、授業改善に直結する実践的内容の強化 ・多様な子どもを包摂するための評価調整・多様性対応研修との体系的連動 <p>これらを、国の政策（多様性・包摂）との整合を図りつつ、一貫した教育パラダイムとして計画内に明記すべきである。</p>	<p>子どもの権利の学習においては、子どもの権利を知るだけではなく、日常生活の場面にあてはめて考えることが重要であるため、研修のしくみ等について引き続き検討してまいります。</p> <p>また、子どもの権利について、子ども自身が権利について知り、考え、深められるような学習資料を作成しています。各学校が活用する中で、自分に権利があるように相手にも権利があることを知り、相互尊重の気持ちを育てるようにしています。</p> <p>教職員には各学校から1名が参加する人権尊重教育推進担当者研修の中で、子どもの権利保障のあり方について伝え、好事例等も紹介しています。</p> <p>子どもと大人が共同で学ぶしくみについては、子どもの権利学習を授業参観で実施し、保護者とともに権利について考える授業を展開している学校もあります。</p> <p>今後、各教科・領域とカリキュラムマネジメントを進めるとともに、多様な子どもたちがいる中で、一人ひとりの子どもの権利を大切にし、学習者中心の授業づくりを行えるよう周知してまいります。</p>	B
22	地域の公園や広い場所で公演会を開いたり、自動車などを使って拡声器で地域の子どもの耳に入るようになりするなど多くの子どもに知ってもらう活動を行ってほしいと思う。	毎年11月20日の「かわさき子どもの権利の日」の前後1か月の間に「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催し、講演会などを行うほか、市内各所で子どもの権利に関するイベントが開催されています。今後もこうした取組を通して、多くの子どもに子どもの権利を知ってもらうための取組を推進してまいります。	C

23 ★	子どもの権利について全く知らない人を少しでも自分たちの力でなくせるようにしたいのでもっと広めていけるようにしたい。	SNS や動画の活用など時代や社会状況に合わせた広報手段や、ポスターや漫画の活用など、伝えたい人に興味を持ってもらえる周知方法について検討するとともに、子どもの権利について学ぶ機会等を推進し、より多くの市民に子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	C
24	子どもの権利条例についてのポスターや、講演などを増やしてほしい。子どもの権利条例についてもっと地域の理解を深めていきたい。 (同趣旨 他 4 件)		
25 ★	学校では 1 年に 1 回くらいしか子どもの権利についての勉強をしないので、いじめも過去にあって、これからもおきそうだから、もう少し増やしてほしい。	本市では、子どもの権利学習は、さまざまな教科と関連させながら年間を通して進めています。 また、授業で学んだことが、その後の学校生活につながるよう、引き続き学習内容を検討してまいります。	C
26 ★	子ども権利を知らない人や子どもがたくさんいるので、もっと授業とかで広めていったらいいんじゃないかと思う。	本市では、11 月 20 日をかわさき子どもの権利の日、その日を含む前後 1 週間を子どもの権利に関する週間とし、各学校で子どもの権利学習に取り組んでいます。 また、子どもの権利に関する週間を学校公開日としている学校も多く、保護者にも子どもの権利学習を参観していただく機会もあります。	C
27	小学校から「子どもの権利」教える授業の必要性を感じた。政治、政策、市政より教育における「子どもの権利」推進の必要性や行政の取組の方向性も考える必要を感じる。	本市では、子どもの権利学習資料として、小学校低学年用、中高学年用、中学高校生用を作成しております。低学年から権利について触れる機会をつくり、系統性をもたせた権利学習に取り組んでおります。	C

多くの子どもに「子どもの権利」を知ってもらうために、川崎市には年齢に応じたわかりやすい取組を進めてほしいと考えます。

学校では「子どもの権利」について学ぶ授業を設け、子ども自身が自分の権利を知り、考える機会をつくることが大切。幼稚園や保育園では、日常生活に身近な内容を扱った動画を視聴する時間を設けることで、子どもにもわかりやすく権利を伝えることができると考える。

子どもがより意見を言えるようにするために、幼稚園・保育園でできることとして、朝や帰りの集まりの時間に、子どもが自分の思いや考えを話せる場を意識的に設けることが重要だと思う。短い時間でも子どもの声に耳を傾ける工夫が必要だと思う。

子どもの発達段階に応じて環境を整えることは大切であり、そのためには、子どもと日常的に関わる職員が権利の意義を理解し、子どもの思いや考えを尊重する姿勢を持つことが不可欠です。

このため、本市では、保育所等の施設長や職員を対象に、子どもの権利に関する研修や情報交換を行い、子どもへの接し方や意見を受け止める重要性について学ぶ機会を設けています。こうした取組を継続的に進めることで、子どもの権利の理解を深め、日常の保育活動において子どもの意見を尊重する雰囲気づくりを促進していきます。

また、学校では、子どもの権利学習について、学年が上がるごとに内容を深めていくことについて、とても大事なこととしてとらえております。小学校から中学校まで系統性を大切にしながら、子どもが自分の権利を知り、考え、深め、活用することを通して、自分らしく生きることや、自分も相手も大切にする相互尊重の気持ちを育てていけるように、学習資料の活用の周知や、各学校の好事例の紹介等をしており、今後も進めてまいります。

29	保育園や学校において子どもの権利条約を、年齢に応じた絵本やワーク、対話的な活動として取り入れ、学年が上がるごとに内容を深めていく継続的な学びを行うことが重要です。	子どもの発達段階に応じて環境を整えることは大切であり、そのためには、子どもと日常的に関わる職員が権利の意義を理解し、子どもの思いや考えを尊重する姿勢を持つことが不可欠です。 このため、本市では保育所等の施設長や職員を対象に、子どもの権利に関する研修や情報交換を行い、子どもへの接し方や意見を受け止める重要性について学ぶ機会を設けています。こうした取組を継続的に進めることで、子どもの権利の理解を深め、日常の保育活動において子どもの意見を尊重する雰囲気づくりを促進してまいります。	C
30	多くの子どもが子どもの権利を身近に感じられるよう、保育や幼児教育の現場で日常的に伝えていく取組を進めてほしいです。そのために、絵本やペーパーサートを活用したわかりやすい伝え方や、子どもの意見を聞く時間を設けるなど、日常の保育の中で子どもの権利に触れる機会を増やすことが重要だと考える。	また、学校では、子どもの権利学習について、学年が上がるごとに内容を深めていくことについて、とても大事なこととしてとらえております。小学校から中学校まで系統性を大切にしながら、子どもが自分の権利を知り、考え、深め、活用することを通して、自分らしく生きることや、自分も相手も大切にする相互尊重の気持ちを育てていけるように、学習資料の活用の周知や、各学校の好事例の紹介等をしており、今後も進めてまいります。 さらに、すべての子どもが安心して「その子らしさ」を發揮できる環境の確保に向け、職員間で子どもの権利に関する共通理解が浸透するよう取組を推進します。視覚的に子どもたちに伝わりやすい工夫を取り入れながら、子どもの意見を尊重し、主体性を育み、継続的な取組を通じて、子どもの権利の理解と普及を図ってまいります。	C
31 ★	多くの子どもに子どもの権利を知ってもらうため、子どもの意見を聴いて、子どもの権利についての絵本(本)を作成し、配布してほしい。 (同趣旨 他3件)	子どもの権利に関する条例を幼児にも伝えられるよう、「れいちゃんとまほうのすな」という絵本を平成28(2016)年に発行しました。今後、リニューアル、再発行も含めてその活用を検討してまいります。	C

32	意見表明ができない、言葉のまだ出ない乳幼児の権利をどう守るかが、余り重要視されていないように思える。虐待、虐待死は乳幼児が多く、保護者や保育施設への働きかけが不足しているのではないか。	保育所職員は子育ての悩みに対して、共に考え寄り添う役割があることを認識し、研修や事例検討を通して、子育て支援について学びを深め、多様な背景を持つ家庭を園全体で支援できるよう取り組んでいるところであります。保護者に対しても保育説明会や懇談会の機会ごとに丁寧に保育を伝え、子どもの権利を知ってもらえるよう、おたよりやパンフレットなどで情報を発信しています。 今後も絵本や日々のエピソード紹介を通じて、自然と人権への関心が高まるよう工夫し、引き続き意識啓発に取り組んでまいります。	C
33	施策の方向 I 推進施策 4「市民活動団体との協働・連携の推進」について、子ども子育てに関する団体や企画との連携に留まらず、他の分野との連携も検討してはどうか。子育てに関わっていない世代が多くいる場所（市内にキャンパスのある大学や企業、ショッピング施設など）でも、子どもの権利条例の施策が目に触れられるように考えていただきたい。	子どもの権利に関する普及・啓発につきましては、子ども・子育てに関する施設や団体以外にも、企業への講師派遣や市内スポーツチームと連携した啓発イベント等に取り組んでおります。 引き続き、より多くの市民に子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	C
34	成果指標 3 については、「相談・救済機関を知らない」を 0% に近づけた上で、「相談したいけどできない」を減らす必要があるので、「相談・救済機関を知っています、相談したいけどできない」と記載した方が目標が明確ではないか。	出典となる「子どもの権利に関する実態・意識調査」では「相談・救済機関」を提示した上で当該質問を行っています。 実態・意識調査の質問内容や、設定する成果指標の内容などにつきましては、引き続き検討してまいります。	D
35	子どもの権利の尊重を人事評価へ組み込み、実効性を担保する仕組みについて、「子どもの権利の尊重」に関して、子どもの権利及び多様性の包摂 (Equity) の視点を教職員及び行政職員の人事評価項目へ組み入れることを提案する。	職員及び教職員が子どもの権利や多様性の包摂について理解することは重要であるものと考えており、職員等への学習や研修の取組を進め、すべての職員及び教職員が当然に子どもの権利や多様性の包摂といった視点を持ち、職務を行うよう取組を進めてまいります。	D

36	<p>研修中心から「研究」を含む体系的な学びへの転換について、「子どもの権利に関する研修」が中心的に掲げられているが、現行の実践では、「子どもの権利は良いものである」という価値前提に基づく普及に偏り、概念理解の深化が十分ではないとの課題が見られる。条例制定初期には、有識者や実践者が参画した概念的議論・研究協働が制度形成の基盤となっていた。この歴史的経緯を踏まえ、以下を計画に明記することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修に加え、概念研究（Research）を制度として位置づけること ・子どもの権利の定義・意義・適用範囲について、職員自らが継続的に検討する仕組みを構築すること ・川崎市が「子どもの権利」分野の議論をリードする姿勢を改めて明示すること 	<p>本市では、すべての市立学校から1名が参加する人権尊重教育推進担当者研修や経験年数（ライフステージ）に応じた研修において、子どもの権利について説明、周知しており、研修内容を自校で共有してもらうように伝え、広く教職員に周知を進めております。</p> <p>子どもの権利に係る施策につきましては、現在、本市のみならず他自治体においてもそれぞれの地域の特性等に合わせて取組が行われているものと認識しており、必要に応じて意見交換・情報共有等を行ってまいります。</p>	D
37	<p>多様性の包摂（Equity）の観点を計画全体に明確化する必要性について、子どもの権利条例を授業改善及び学校運営の基本指針として明確に位置づけることが可能であり、かつ望ましいと考える。特に、教職員人材育成事業において、「子どもの権利研修」を単独施策として扱うのではなく、多様性の包摂（Equity）確保を中心とした研修体系として明確に位置づける旨、計画文中に記載すべきである。</p>	<p>学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたち一人ひとりの「わかる」を大切にした授業改善が行われるよう、教育委員会としても各学校を支援してまいります。</p>	D

38	<p>条例の理解に留まらず、条例が実現する「空間の整備」を進める必要性について、「条例の理解」が中心に置かれているが、子どもの生活環境は学校外にも広がっている。特に、塾・習い事・民間教育サービス・地域施設等、子どもが利用する多様な場との連携が不可欠である。</p> <p>この視点から、以下を計画に明記することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関わる企業・団体とのパートナーシップ制度の整備 ・条例理念の実現状況を確認する民間事業者向けチェック体制の構築 ・市の想定する枠外にいる子どもを包摂するための施策検討 	<p>企業・団体との連携については施策の方向Ⅰ「推進施策4」に位置付けており、地域社会全体で、子どもの権利施策を推進するため、子どもに関わる活動をするさまざまな市民・市民活動団体等との協働・連携した取組を進めています。</p> <p>今後も、条例前文に「それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。」とあるように、すべての子どもを対象として取組を進めてまいります。</p>	D
39	入学、進級、進学の時に子どもに子どもの権利条約があることを呼びかける機会を作つてあげてほしい。	全市立小学校の新1年生向け学校説明会の際に、条例のリーフレットを配布しています。また、11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（私立学校含む）の全児童生徒にも配布しています。	D
40	政策に関して子どもとその保護者への認知を高めるため、入学や進学、進級の際に内容の説明をすると共にプリントを配布して欲しい。		
41	学校などにあるカウンセリング室や、電話で出来る相談窓口があるが、知らない人に相談しづらいと思う。学生なら、カウンセリングの人との交流できる時間を作つたり、カウンセリング室に入りやすい雰囲気を作るために、遊ぶために行ける、おもちゃが置いてある環境などにして欲しいと思う。	引き続き、スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーの校内での活動の充実を図つてまいります。	D
42	いじめの未然防止・早期発見のための具体的な取組を知りたい。	一人ひとりの児童生徒が互いを認め合うことのできるいじめの起きにくい学級や学校の風土を築くことや、いじめはどの学級（部活動等の集団を含む）でも誰にでも起こり得るという認識のもと、全教職員が子どもたちを丁寧に見取ること（日常的な観察）、定期的なアンケートをもとにした教育相談の取組を行っています。	D

43	大人が子どもの権利を理解することが大事。「権利」とともに子供には「義務」も教える必要性を感じる。	大人に対する子どもの権利に関する理解を深める取組として、子どもに関わる職員等への研修や地域団体や子育てグループなどへの講師派遣等の事業を実施するとともに、学校における「子どもの権利学習」等を通して、子ども自身が子どもの権利を学び・理解できるよう、取組を推進してまいります。	D
44	教師が子どもの権利などの説明する「道徳などの時間」を使って伝える。	本市では、子どもの権利学習をさまざまな教科・領域と関連させた授業づくりを進めています。各学校から1名が参加する人権尊重教育推進担当者研修の中では、道徳を始め、さまざまな教科・領域と関連させた授業等の指導案を紹介したり、その年に取り組んだ各学校の好事例を紹介したりして、子どもの権利と関連した授業づくりに取り組んでいます。	D

(3 施策の方向Ⅱに関するここと（子どもの意見表明・参加の推進）：30件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
45	子どもが自分の意見を安心して伝えられるよう、子ども会議や意見箱、オンラインでの意見募集など、参加しやすい仕組みを整える必要があります。 (同趣旨 他2件)	本市では、子ども・若者が、市に対して感じていることなどを把握するしくみとして、「子ども・若者の“声”募集箱」の事業を実施しています。本事業は、GIGA 端末や市ホームページからオンラインで意見を募集するもので、寄せられた声につきましては、すべて市長が確認し、自分たちの意見が受け止められたことを実感できるように、寄せられた声に関連した市の取組や、市長メッセージを市ホームページに掲載しフィードバックを実施しています。	B
46	子どもが自分の通う学校や地域に対して、意見を言うことができる場があつたらいいと感じる。子どもを1人の人間として扱い、その意見に対しての大人の見解を示したり一緒に考えたりする機会を設けるだけでも、子どもの権利を尊重することにつながると思う。	また、本市では、市や地域の課題について、年間テーマを決めて月2回程度子どもたちが集まって話し合う「川崎市子ども会議」を開催しています。子ども会議では、一度だけでも参加できる「カワサキ☆U18」という企画も年3回行っています。 今後も子どもたちの意見を踏まえながら、川崎市子ども会議の充実を図り、子どもの意見表明に関する取組を推進してまいります。	
47	子どもの意見表明や参加の取組について、参加できる子どもが一部に限られないよう、方法や機会をさらに工夫してほしい。声を上げることが苦手な子どもや、年齢の低い子ども、言葉での表現が難しい子どもでも参加できるよう、絵や遊びを通した意見の伝え方も取り入れてほしい。また、集めた意見をどのように検討し、どの部分が施策に反映されたのかを子ども自身にわかりやすく伝え、こうした取組を通して、子どもが安心して意見を言える環境を整えてほしいと思う。		
48 ★	子どもの会議がほしい！学校以外でもはなしたい！ (同趣旨 他1件)	計画（案）51ページ第4章の施策の方向Ⅱ「子どもの意見表明・参加の推進」でも触れていますが、本市では、市や地域の課題について、年間テーマを決めて月2回程度子どもたちが集まって話し合う「川崎市子ども会議」を開催しています。子ども会議では、一度だけでも参加できる「カワサキ☆U18」という企画も年3回行っています。 今後も子どもたちの意見を踏まえながら、川崎市子ども会議の充実を図り、子どもの意見表明に関する取組を推進してまいります。	B

49	会議というと堅苦しい印象を持つてしまうので、お話し会と称して、気軽に子どもが意見を言えるような場所を提供する。 (同趣旨 他 1 件)	川崎市子ども会議では、月 2 回程度開催している子ども会議定例会議に加え、一度だけでも参加できて、多くの子どもや大人と話し合う企画を、子どもたちの発案で少しでも親しみを持ってもらえるよう「カワサキ☆U 18」と称して開催しています。 今後も子どもたちと対話しながら、子どもたちに興味・関心を持つてもらえるよう取組を進めてまいります。	C
50	学童について、保育者を増やし余裕を持たせることが良いと感じる。余裕の無さから人は行動が雑になるため、まずは、保育者のゆとりを作ることが大切。	わくわくプラザ事業は、学校施設を活用し、希望したすべての児童が利用することができます。活動スペースについては、学校と調整を行い専用スペース以外にも特別教室等の活用を行っております。	C
51	パーソナルスペースが守られる環境をつくる。学童の人手が足りず対応が雑だった記憶があるため人手を増やし、誰でも学童に行けるようにする。	また、スタッフについては、利用人数に応じた職員配置に加え、児童の特性等に応じて追加で配置を行っており、児童が安全に過ごすことができるよう今後も努めてまいります。	
52	学童にいる人が多いため保育者に余裕がなく子ども一人一人に寄り添うことができないと感じた。余裕から色々な活動に広がると思ったため、子どもが好きで寄り添うことのできる保育者を増やす必要があると感じる。		
53 ★	こども文化センターの団体利用方法や Wi-Fi 環境を改善してほしい。	こども文化センターについては、児童館という目的施設として支障をきたさない範囲で、市民活動における地域の活動拠点として、施設の有効活用を行っているところであります、また、すべてのこども文化センターに Wi-Fi を整備しているところですが、利用者にとって、より過ごしやすい施設となるよう、今後も利用者のニーズの把握や利用方法の検討に努めてまいります。	C
54 ★	中学校で肩に髪がかかっても OK にしてほしい。(結ばなくていいようにしてほしい)。	学校生活のルールや約束は、学校ごとに決めています。校則や学校の決まりについて、今の時代に合わなかったり、理由がわからないルール等については見直しが必要であり、教育委員会からは、各学校に対し、その時々に合わせて、見直しをするようにお知らせするとともに、児童会や生徒会で、見直しを考える機会を作るなど、子どもたちの意見を聞きながら、学校生活のルールや約束を考えるよう働きかけています。	C

55 ★	<p>【意見が言いやすくなるための方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> まずは一緒に遊んで仲良くなる。(本当のことが言えるようになるから) 支えん室にカードゲームなどをもつていって遊んでもらう。 	<p>子どもが安心して意見を言うことができる環境づくりのためには、子どもと仲良くなること(関係性の構築)がとても大切だと考えています。子どもに関わる大人を対象とした研修などをを行うことで、より子どもが意見を言いやすい環境づくりに取り組んでまいります。</p>	C
56	<p>子どもが自分の意見を安心して表明できる環境づくりについて、子ども会議のような取組を、幼稚園や保育所の段階から日常的に行い、小さなひとり言やつぶやきであっても、子どもの意見として受け止められる雰囲気を大切にしてほしい。人員配置の充実など、環境整備もあわせて検討していただきたい。</p> <p>(同趣旨 他2件)</p>	<p>本市では、条例に基づき、子どもの権利を尊重した保育の推進を重要な課題と考えています。</p> <p>現在、保育所等の施設長や職員を対象に、子どもの権利に関する研修や情報交換を行い、子どもへの接し方について学ぶ機会を設けています。これにより、言葉や態度による暴力、虐待及び差別の防止に努めるとともに、子どもの意見を尊重する意識の醸成を図っています。</p> <p>次期計画期間においては、こうした研修や会議の機会をさらに充実させ、継続的に取り組むことで、子どもの権利及び条例に関する理解を深め、子どもの人権を尊重した保育の推進を図ります。</p> <p>また、職員間で互いの考えを尊重しながら意見を伝え合える職場づくりを進めることで、子どもの権利の普及と定着を促進していきます。</p> <p>保育所内での具体的な取組については、各施設の判断となります。本市としては、職員が子どもの意見を意識的に受け止めることの重要性を理解し、日常の保育活動において子どもの思いや考えを尊重する姿勢を持てるよう、引き続き意識啓発に取り組んでまいります。</p>	C
57	<p>子どもの施設での意見聴取に関して、学校・幼稚園・保育園等も対象にできるとよいのではないか。</p>	<p>子どもの意見聴取につきましては、学校では、学校運営協議会における児童生徒の主体的な参加の取組や児童会活動・生徒会活動を行っています。</p> <p>また、保育所では、子どもが自分の思いや考えを話せる場としての集会やこども会議を実施しており、さらに取組が広がるよう周知・協力しながら、子どもの意見聴取に係る取組を進めてまいります。</p>	C

58	<p>幼稚園教育や保育所生活の一環として地域の人たちとお話しする機会を提供していく。さまざまな国籍やルーツを持つ子だったり、いつもはおとなしい子も、自分の本当の気持ちを言える会にするべきだと考える。</p> <p>(同趣旨 他 1 件)</p>	<p>保育所では、子どもが安心して意見を伝え合える場を設けることが望まれます。例えば「こども会議」や「サークルタイム」など、園の実情に応じてさまざまな形で取り組まれています。こうした場で、自分の意見が尊重される経験を重ねることは、人前で考えを表現する力を育むことにつながります。</p> <p>本市では、施設長や職員向けに子どもの権利に関する研修や情報交換を行い、意見を受け止める重要性を学ぶ機会を設けています。</p> <p>今後も地域や学校との連携を大切にしながら、子どもの意見を尊重する雰囲気づくりを進めてまいります</p>	C
59	<p>「子どもがすこやかに成長できる環境」について、現在、子どもが自由に遊べる常設のプレーパークは高津の「子ども夢パーク」しかなく、せめて各区にひとつは常設のプレーパークを作るべきだと思う。</p>	<p>常設のプレーパークにつきましては、高津区に「子ども夢パーク」を設置しており、現在新設は検討していませんが、既存施設を快適に利用いただけるように努めてまいります。</p> <p>また、子どもが自由に過ごせる施設として、概ね中学校区に 1 か所、子ども文化センターを設置しており、子どもが自由に来館して利用することができます。</p>	D
60	<p>子どもの最善の利益について、教育や福祉に関する計画はあるが、「遊び」の環境確保が不足していると思う。冒険遊び場のような主体的能動的な遊び活動が可能な遊び場を確保して、子どもが自分で行ける（中学校区に 1 つなど）ことを可能にするべきだと思う。</p>	<p>子ども文化センターについては、子どもが自由に過ごせる施設として、概ね中学校区に 1 か所の設置をしており、子どもが自由に来館して利用することができます。</p> <p>現在、新しい施設を増やす予定はありませんが、今後も快適に利用いただけるよう努めてまいります。</p>	D
61	<p>子どもが制限なく気軽に楽しめ身近にあるログハウス的なものが必要だと思う。こうした遊び場所も作ることで、小学生などの居場所が作れるだけでなく、小学生などが学校にいる間の時間に幼稚園、保育園に通っている親子が家では楽しめない遊びをし気分転換をしながら楽しんだりし、子どもの居場所が確保されると思う。</p> <p>(同趣旨 他 1 件)</p>		
62 ★	<p>待機児童や放課後等で遊ぶ場所がないような子どもたちのために、こども文化センターのような児童館をもっと増やしていただきたい。</p> <p>(同趣旨 他 1 件)</p>		

63	パーソナルスペースを守られる場所が必要となるので、こども文化センターがもっと活性化し子どもの居場所となるようになれば良いと思う。	こども文化センターは、子どもが自由に来館して利用することができる施設であり、多くの子どもが利用している状況の中で、常時、パーソナルスペースを確保することは難しいものと考えております。 今後も、利用者にとって、より過ごしやすい施設となるために、研修等を通じて職員が適切に子どもの遊びや活動を支援できるよう努めてまいります。	D
64	施策の方向Ⅱ「子どもの意見表明・参加の推進」推進施策1「子どもの参加の促進」について、子ども自身が、地域の活動、ボランティアに参加しやすくするために、地域活動のチラシの配布の仕方を再考いただきたい。職員の負担軽減、環境配慮は重々承知した上で、ちゃんと子どもたちにいきわたる 手法を確立していただきたい。	本市の市立学校では、イベント情報の周知方法を令和6年6月にイベントアプリへ変更したところでございまして、学校におけるペーパレス化や、教職員の負担軽減を図るとともに、児童生徒自らが情報を取りに行く能力を育成することを目的としております。 現在は、イベントアプリの活用や、その趣旨が普及しつつあると認識しておりますので今後につきましても、関係局と連携しながら、効果的な周知に努めてまいります。	D
65	児童館や子どもが集まれる施設から子ども専用のバスを出し子どもがいつでも通えるようにしてはどうか。	こども文化センターについては、概ね中学校区に1か所の設置をしており、子どもたちが快適に利用できるよう、今後も努めてまいります。	D

(4 施策の方向Ⅲに関するここと（子どもの最善の利益の確保）：25件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
66	一時的に（2、3時間ぐらい）子どもを預けることができる施設が少ない。ちょっと預けてリフレッシュしたい親、下の子を預けて学校行事に参加したい親は近所に気軽に頼れる人がいないとなかなか厳しい環境にいると思う。	<p>本市において、子どもを一時的にお預かりする事業といたしましては、公立保育所、民間認可保育所等において行う「一時保育事業」と「こども誰でも通園制度」や、児童福祉施設で実施されている「子育て短期利用事業」などがあります。</p> <p>令和8年1月時点で、市内の各事業の実施施設が一時保育で87施設、こども誰でも通園制度で57施設、子育て短期利用事業で6施設となっておりますが、実施施設の偏在などが課題となっておりますので、より皆様にご利用いただける事業となるよう、改善を進めてまいります。</p> <p>その他、地域で子育ての支援を受けたい方と支援をしたい方のマッチングを行うふれあい子育てサポート事業でも、自宅等での預かりが可能であり、事前の申し込みや会員間のスケジュール調整等をより円滑にできるよう制度のリニューアルを検討しております。</p>	C
67	学校安全推進事業について、通学路の安全対策に関する事業がますます充実されることを願う。	<p>通学路の安全対策につきましては、川崎市通学路安全対策会議各区部会において、学校から提出された危険箇所の改善方法等について関係機関とその対策を検討し、対応できる危険箇所から改善しているところでございます。</p> <p>また、通学児童と通勤者の通行がピークとなる午前7時30分から午前8時30分までの間及び午後1時30分から午後5時までの間で校長が指定する1時間30分の間は、登下校する児童の安全確保を図るため、学校から申請のあった危険箇所に地域交通安全員を配置しており、通学路における見守り活動を実施しております。</p> <p>加えて、警察OBをスクールガード・リーダーに委嘱し、児童の登下校時だけでなく、在校時にも校舎内外の安全点検指導や学校ボランティアの方々への指導助言を行っており、より細かな見守り活動を行えるよう体制強化を図っております。今後も、子どもたちの安全・安心のため、関係部署等と密接な連携を図りながら、通学路の安全対策の取組を進めてまいります。</p>	C

68	<p>子どもの居場所作りの促進について、せっかく素敵な「子どもの居場所」が増えても、本当に必要としている子にその情報が届かなかったり、行くまでのハードルが高かったりしてはもったいないと感じる。子どもたちが自分から「ここなら行きたい！」とワクワクして見つけられるような、今の時代に合った情報の届け方をすることはできるか。</p> <p>また、いきなり知らない場所へ飛び込むのではなく、例えばまずはオンラインで中の様子を知ことができたり、普段から信頼している先生や大人がそっと橋渡しをしてくれたりするような、心に寄り添った「つなぎ役」の仕組みがあるといいと考える。子どもたちが自分の足で、安全に、気軽に行き来できるような移動のサポートは何かあるのか。</p>	<p>SNS等は情報共有・情報発信のための有効なツールであると認識しております。今後、実際に居場所づくりを進めるにあたり、その活用についても検討を進めてまいります。</p>	C
69	<p>公園のすべり台がなかなか修繕されずに困っている。また、ゴミがポイ捨てされていて遊びにくい。アルコール類の空缶、タバコ類が気になる。見回りお願ひしたい。</p>	<p>公園の遊具については、定期的に点検を実施し、利用に支障のある場合は修繕、撤去、更新等の対応を行っておりますので、引き続き安全・安心に公園を利用していただけるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、公園のごみは利用者が持ち帰ることがルールであり、看板等の設置により注意喚起を行うとともに、ポイ捨てされてしまったごみについては、地域の方と協力して清掃等の対応をしております。</p>	C
70	<p>自主保育を利用しているが、家庭以外での居場所が出来ている事にとても重要性を感じる。子どもだけじゃなく子育てしている親も居場所は必要。</p>	<p>地域子育て自主グループの活動は、乳幼児の心身の健全な育成と地域における育児力を高めることに非常に有意義であると考えております。</p>	D

71	<p>自主保育について、人件費、物価が上昇している中保育料をもう少し増やしたいので助成金の金額を増やしてほしい。</p> <p>また、自主保育の活動を知つてもらう窓口として、小さなこども・親子が訪れるこども文化センターに協力していただきたい、チラシの掲示を許可していただくことを、強く希望する。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>地域子育て自主グループの活動は、乳幼児の心身の健全な育成と地域における育児力を高めることに非常に有意義であると考えております。</p> <p>現行の「川崎市地域子育て自主グループ支援事業補助金」については、補助金のあり方等も含め、よりニーズに即した支援が行えるよう、引き続き検討してまいります。</p> <p>こども文化センターにおける団体広報については、政治目的、営利目的等が含まれる場合のほか、配架・掲示スペースの関係で対応が難しい場合もありますが、今後も引き続き、児童の健全育成を目指す地域組織の育成及び活動支援等に努めてまいります。</p>	D
72	プレママの時期に、先輩親子と関わる機会、イベント参加者側ではなく運営としてコミュニティーをつくれる場所づくりが必要。	<p>各区役所で実施している両親学級は、区の状況に応じた取組を実施しています。先輩ママ・パパとの交流を企画している区もあり、効果的な取組として市全体でも共有してまいります。</p> <p>また、地域子育て支援センターは、妊婦も利用できる場所でございますので、先輩親子と交流が可能となっております。</p>	D
73	東京都のような子どもへの補助が多いと嬉しい。		D
74	<p>「子どもを安心して産み育てられる環境の充実」について、最近は出産のできる病院が減っており、市外で出産する人も増えている。物価高による生活費、育児教育費用が高騰し、賃金が上がらない中で子育て家庭は日々お金に苦しんでいる。特に母子家庭は母親がダブルワークをしなければ育てられないくらい、困窮している。子どもの進学にも影響し、体験格差も生まれており、補助を増やしていくべき。</p>	<p>子ども・子育て施策は、全国一律の基準により実施されるべき子どもの医療費や保育料等、子育て支援の基盤となる行政サービスと、地域の実情に応じた自治体ごとの創意工夫の取組が組み合わさることで効果的なものになると考えています。</p> <p>本市では、待機児童対策や、保育・子育て総合支援センターの整備をはじめとした切れ目のない相談支援体制の構築等を進めてきたところであり、現在策定中の「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」(素案)では、ライフステージごとの支援策について、市民にわかりやすい形でお伝えするものとして「かわさき子育て応援パッケージ」をお示ししたところです。</p> <p>御指摘いただいた他自治体の動向についても承知しておりますが、子育て支援の基盤となる行政サービスについては国への要望を継続しながら、今後も、地域の実情や社会環境の変化に対応した子育て支援に総合的に取り組み、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。</p>	

75 ★	夜を（街頭を）明るくしてほしい。（習い事のかえりが暗くて道がみえない！） (同趣旨他1件)	<p>防犯灯の設置については、周辺の居住者の生活に影響があることから、通行人の方だけではなく、居住者の方の意見も踏まえた上で、効果的な場所に設置していく必要がありますので、地域の状況を把握している町内会・自治会等が、周辺住民と協議し、毎年7月頃に市へ設置要望をしていただいております。</p> <p>防犯灯の設置を希望される場合は、区域の各町内会・自治会等へ御相談いただきますようお願ひいたします。</p> <p>また、防犯灯の設置の流れについては、次のホームページで確認ください。</p> <p>【市の防犯灯を新設したいとき】</p> <p>http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000105511.html</p>	D
76 ★	誘拐犯がいなくなってほしい！！	<p>本市では、総合的な防犯対策を推進するため、市民、事業者、関係団体、警察及び行政が連携・協働して、「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置しています。「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」では、毎年「川崎市安全・安心まちづくり推進計画」を策定し、主な取組として、「パトロールや見守りなど地域自主防犯活動の推進」、「地域における連携の強化」、「子どもを守るための取組」、「広報・啓発・情報提供」について、連携を図りながら活動を推進しています。また、本市の刑法犯認知件数は、大都市の中でも平均を下回っているところですが、都市イメージの向上と犯罪の抑止効果を高めることを目的として、昨年3月に、川崎駅周辺を「防犯カメラ整備重点地区」とし、防犯カメラを100台設置して運用を行っています。</p> <p>併せて、犯罪の発生防止に向けた環境整備として、防犯カメラ設置補助制度の推進や防犯灯の管理及び設置促進について取組を進めております。</p>	D

77	<p>保育園待機児童がゼロと言われているが、実際は隠れ待機児童があり、保育園は相変わらず不足しているのが現実である。表面的な数字だけよく見せようとするのは間違っている。</p>	<p>本市における就学前児童数は、平成 29(2017)年以降、減少傾向にあり、地域や年齢によっては定員に空きが生じている保育所等があるほか、令和 7(2025)年 4 月時点の保育所等利用申請者数も、統計開始以降初めて前年度比で減少となっているものの、保育所等の利用ニーズは依然高止まりしており、今後の推移を注視しながら、長期的に持続可能な保育・幼児教育の提供体制を構築する必要があると考えております。</p> <p>一方で、医療的ケアが必要な児童や外国籍の児童などは増加傾向にあり、多様な保育ニーズへの対応が求められています。</p> <p>こうしたことから、今後につきましては、既存の保育資源の活用を前提としながら、保育所等の新規整備を行う際には、より限定的に地域設定を行うなど、就学前児童数の減少に適応した保育・幼児教育の適切な提供体制を確保するとともに、多様なニーズに対応した保育人材の確保と保育・幼児教育の質の維持・向上など、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、保育・幼児教育施策を含め、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。</p>	D
78	<p>子どもの居場所には、いつでも足を運びやすいこと、安心して過ごせてありのままでいられること、自分の「やりたい」という思いを実現できることが必要だと考える。年齢や地域によって行ける場所に差があること、家でも学校でも居場所を感じられない子どもや気軽に「行っていい」と思えない子どもに対しての支援がさらに進むと良いと思う。</p> <p>(同趣旨 他 1 件)</p>	<p>子どもの意見を聴き、子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」である居場所づくりを行うことが重要であると考えています。</p> <p>また、子どもの発達段階（学童期・思春期）により、必要な居場所の目的・空間は異なるものと考えられることから、「子どもの発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり」を念頭に、取組を推進してまいります。</p>	D

79	<p>子どもが安心して過ごし、自分の気持ちや意見を表現できる居場所を、整えていくことが大切だと考える。市が方針や枠組みを示し、子どもの意見表明の機会や居場所づくりが各地域で継続的に行われるよう支援していくことが望ましいと感じる。子どもの居場所は、地域の人や学生、ボランティアなどが関わることのできる場とすることで、家庭や園・学校以外にも安心できるつながりを持つことができ、地域全体で子どもを見守る関係づくりにもつながると考える。さらに、施設の整備にあたってはバリアフリーを意識し、障害のある方や高齢者など、幅広い世代が利用しやすい環境にすることが重要で、誰もが利用しやすい施設にすることで、子どもを中心としながらも、多様な背景をもつ人々の関わりが自然に生まれる場になると考える。加えて、家庭の状況に左右されず参加できるよう、アクセスへの配慮は欠かせず、特に、無料送迎バスをあらかじめ用意することで移動の負担を減らし、より多くの子どもが居場所を利用しやすくなると考える。</p> <p>(同趣旨 他 1 件)</p>	<p>子どもの意見を聴き、子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」である居場所づくりを行うことが重要であると考えています。</p> <p>また、子どもの発達段階（学童期・思春期）により、必要な居場所の目的・空間は異なるものと考えられることから、「子どもの発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり」を念頭に、取組を推進してまいります。</p>	D
80	<p>もっと子ども中心に考えることをしてみてほしいと思った。子どもだけじゃ行ける範囲も限られてるからこそ、無料の送迎バスを作るなどを工夫をしてみてもいいと思う。</p> <p>(同趣旨 他 1 件)</p>		

81	小学校に上がると、放課後は学童が子どもたちの居場所となるが、学校にいけない子や学校が居場所と思えない子にとっても、学校外で居場所ができれば親も安心して働きに出ることができる。働きやすい環境よりも、子育て環境が安心できる基礎がある事、子育て目線の方が重要なと思う。	子どもにとって望ましい姿(Well-being)を実現するため、子どもを孤立・孤独から守り、健やかに育てるための居場所である、「Well-beingで成長するための居場所」がより一層必要であると考えており、こうした居場所づくりについて、家庭・学校・地域・行政などで連携・協力しながら、地域社会全体で取り組んでまいります。	D
82	友達同士や、まだ話したことのない子同士でも「一緒に遊ぼう」と声をかけ合い、楽しみを共有する経験を重ねることで、子ども一人ひとりが安心して過ごせる居場所ができると考える。そのような関わりを支える環境づくりを、今後も大切にしてほしい。 (同趣旨 他 2 件)		
83	虐待の未然防止・早期発見のための具体的な取組を知りたい。	<p>育児に関する不安や負担が児童虐待につながる恐れがあることから、伴走型相談支援である「妊婦等包括相談支援事業」と経済的支援である「妊婦のための支援給付」を効果的に組み合わせて出産前後の妊産婦等の方を総合的に支援することにより、妊娠期からの切れ目ない支援を実施しています。</p> <p>また、かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE や川崎市児童虐待防止センター等の相談窓口を周知するとともに、さまざまな機会を活用した普及啓発活動を積極的に行うことにより児童虐待の未然防止を図っています。</p> <p>さらに区役所においては、子育て家庭等の抱える課題の早期発見・対応及び児童虐待の重篤化の防止等に向けて、各区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、児童福祉・母子保健の両機能をより一体的に運営することで、多様な支援ニーズを把握するとともに、令和7年10月から新たに開始した子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業を活用し、地域の関係機関と連携しながら、個別的・専門的な支援を実施しています。</p>	D

(5 重点的取組にすること：9件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
84	重点的取組②について、名前を出さずに意見を出せるようにして欲しい。携帯から送ったり、チャットみたいなところに匿名で意見を言えるようにしたりするともっと多くの子供が、意見を言えるようになると思う。	<p>本市では、子ども・若者が、市に対して感じていることなどを把握するしくみとして、「子ども・若者の“声”募集箱」の事業を実施しています。</p> <p>本事業は、GIGA 端末や市ホームページからオンラインで意見を募集するもので、寄せられた声につきましては、すべて市長が確認し、自分たちの意見が受け止められたことを実感できるように、寄せられた声に関連した市の取組や、市長メッセージを市ホームページに掲載してフィードバックを実施しています。</p>	B
85	重点取組の①の子どもの権利の普及・啓発では、子どもが利用する放課後学童の場やこども文化センターの掲示板、保育園、幼稚園の送迎時に見える園の玄関先にチラシやポスターを掲示することでより多くの人に子どもの権利を知ってもらえるし、広まると思う。	SNS や動画の活用など時代や社会状況に合わせた広報手段や、漫画やポスターの活用など伝えたい人に興味を持ってもらえる周知方法について検討しながら、より多くの市民に子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	C
86	<p>重点取組②の子どもの意見表明を支援する取組では、「子ども会議」という「会議」という言葉があると堅苦しいイメージをしてしまい、もっと気軽に話せる場所をイメージできる名称に変えると子どもがもっと参加しやすくなると思う。</p> <p>（同趣旨 他1件）</p>	<p>川崎市子ども会議では、月2回程度開催している子ども会議定例会議に加え、一度だけでも参加できて、多くの子どもや大人と話し合う企画を、子どもたちの発案で少しでも親しみを持ってもらえるよう「カワサキ☆U18」と称して開催しています。</p> <p>今後も子どもたちと対話しながら、子どもたちが興味・関心を持つてもらえるよう、取組を進めてまいります。</p>	C
87	重点取組②について、保育所などでは、まだ字を書けない子どももいるので、園生活や友達関係、または家庭で困っていることがあれば、紙に相談シールを貼り先生に渡すなどの方法がいいと思う。	<p>乳児期においても、表情、しぐさ等で思いを伝えてきます。すべての子どもが安心して過ごせる環境づくりを進め、保育士はその些細な発信や変化を見逃さないよう、意識的に受け止めることの重要性を理解し、日常の保育活動の中で子どもの思いや考えを尊重する姿勢を持てるよう、引き続き意識啓発に取り組んでまいります。</p> <p>また、保育所が安心できる場であること、自分の意見が尊重される経験を重ねることで、人前でも自分の意見を表現する力を育めるような取組を進めてまいります。</p>	C

88	重点取組②について、クラス単位で子どもが自分の意見や悩み事を信頼できる身近な大人に言える練習をし、真剣に対応してもらうという経験をすることが必要だと考える。教室にポストを置き先生に自分で手紙を出すという方法ができると思う。	本市の市立学校では、共生・共育推進事業における「かわさき共生＊共育プログラム」の中で、「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」に取り組んでおります。引き続き、児童生徒が自分の心の健康状態を理解して、問題を認識する力や相談する力の育成を目的に、自身の心の痛みを自覚し、悩みを相談することの大切さに気づくためのエクササイズを実施してまいります。	D
89	重点的取組③について、子ども食堂的なものやこども文化センターみたいな子どもたちだけで来れて、ご飯や遊びをみんなでできる居場所が多くあればいいと感じる。	こども文化センターについては、子どもが自由に過ごせる施設として、概ね中学校区に1か所設置をしており、子どもが自由に来館して利用することができます。 現在、新しい施設を増やす予定はありませんが、今後も快適に利用いただけるよう努めてまいります。	D
90	重点取組③について、小さい頃公民館で遊べることを聞き、行った事があり、世代を超えた交流によりここにも私の居場所があるんだ！と感じる事ができた。「こんな場所があるんだよ」と子どもに伝え、多くの人の出会いで自分の居場所を見つけることで自分という存在にも気付けるような場所作りをすべきだと思う。	子どもにとって望ましい姿(Well-being)を実現するため、子どもを孤立・孤独から守り、健やかに育てるための居場所である、「Well-beingで成長するための居場所」がより一層必要であると考えており、こうした居場所づくりについて、家庭・学校・地域・行政などで連携・協力しながら、地域社会全体で取り組んでまいります。	D
91	重点取組③の子どもの居場所づくりの促進では、「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思える子どもが自分らしく安心して成長できる活動が増えて欲しいため、駅からできるだけ近い場所に夢パークのような施設を作り、行きやすさを考え、園外活動で園バスで行ったり、散歩の道の途中にあるような場所にあるともっと子どもが集まるのではないかと思う。		

(6 条例、子どもの権利等に関すること：4件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
92	いじめの認知件数は小学校低学年が多い傾向があるとされているが、川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査の対象は10歳以上からとなっているので、ズレを解消する必要がある。	「子どもの権利に関する実態・意識調査」は、回答の負担を考慮し子ども調査の対象を満10歳から満17歳までとしています。低学年や幼児につきましては、対話やヒアリング調査などを通じて意見聴取をしております。今後も、調査や対話の手法、設問内容等の工夫をしながら、あらゆる年代の子どもの実態・意識を把握できるよう努めてまいります。	C
93	アンケート内容を年齢に合ったものにする、または低学年には全設問に答えなくてもわかる質問にだけ答えてもらうという方法など、現状よりも幅広い層からの声に耳を傾けることも必要。		
94	子どもの権利に関する調査では条例の認知度が下がっている。認知度も大事だが、実際に生活や学校の場で権利が守られているか、が大切で、「日々現場で子どもの権利を守っているか」また「守られていない現実を知っているか」を調査するべきだと考える。		
95	ユニセフの「子どもにやさしいまち」について、ネットワークに加わることを検討してはどうか。	本市では「児童の権利に関する条約」の理念に基づき条例を制定し、子どもの権利の保障を進めています。引き続き条例及び本計画のもと、子どもの権利に係る施策を推進してまいります。	D

(7 その他：26件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
96	子ども達が自由に体を動かせるようにボールを使って遊べる公園を増やしてほしい。公園に落ちているタバコの吸い殻や食べ物等のゴミも非常に危険なので、もっと整備してほしい。	<p>市内の公園では、数人で行う軟らかいボールでのキャッチボールやサッカーボールでのパス回しなどのボール遊びは、他の利用者の迷惑にならず、譲り合いながら利用する限り、禁止しておりません。</p> <p>今後も、市民に安全に御利用いただけるよう、利用ルールについて周知してまいります。</p> <p>また、公園のごみは利用者が持ち帰ることがルールであり、看板等の設置により注意喚起を行うとともに、ポイ捨てされてしまったごみについては、地域の方と協力して清掃等の対応をしております。</p>	C
97	公園でボール遊びの禁止や大きな声を出すことの禁止など、遊びの制限をされるようなルールが増えているように感じている。子どもたちが自分らしく伸び伸びと成長でき、公園が安心した居場所になるようにルールなどを見直せたらと思う。	<p>公園の利用ルールについては、地域のニーズを踏まえた上で公園ごとのルールを作るしくみが必要と考えており、地域主体で丁寧な話し合いを重ねて合意形成を図ることでルール等を作ることを目的とした「公園でのルール作りのガイドライン」を作成しており、市ホームページ等で周知しているところです。</p> <p>引き続き、ガイドラインを周知し、活用して、柔軟な公園の利活用に努めてまいります。</p>	C
98 ★	ボール遊びに厳しすぎる。特に野球に関しては、やるだけで禁止されているところが多すぎるので、もうすこしできる場所を増やしてほしい。	<p>市内の公園では、数人で行う軟らかいボールでのキャッチボールやサッカーボールでのパス回しなどのボール遊びは、他の利用者の迷惑にならず、譲り合いながら利用する限り、禁止しておりません。</p> <p>今後も、市民に安全に御利用いただけるよう、利用ルールについて周知してまいります。</p>	C
99 ★	バンダリーや大切にしてほしい。（誰かのものを許可なく捨てたりすることをやめてほしい）	自分の大切にしたい気持ちや、他の誰かの大切にしたい気持ち、どちらの気持ちも大切されることが重要と考えておりより多くの市民に子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。	C
100 ★	(学校で)他のクラスにも入れるようにしてほしい。 (他のクラスの)友達と遊びたいし、大事なことで相談したい。	多くの人と関わることは豊かな人間形成にも有効であると考えます。各学校では休み時間だけでなく、行事や総合的な学習の時間等において、クラスの枠を外して、さまざまな活動に取り組んでいるところです。	C

101 ★	大人も楽しめるイベントをたくさんつくった方がいいと思う。大人と子どもでできるやつ。「大人だけ」や「子どもだけ」じゃなく。	子ども文化センターで行うイベント・行事につきましては、各施設の地域特性や地域人材等を活かしながら、子ども運営会議における子どもたちの意見や、利用者からの要望等を踏まえて実施しております。 また、地域の方々から、イベント等の実施の提案をいただいた際には、協働・連携したイベントの企画・実施も取り組んでおり、今後も引き続きこうした取組を進めてまいります。	C
102 ★	キッズ携帯で子どもと子どもとの電話がしたい。	家庭でも子どもの意見を聞きながら必要なルールを決められるよう、子どもの権利についての普及・啓発に引き続き取り組んでまいります。	C
103 ★	男子がへんな言葉を言わないようにしてほしい。	自分の気持ちを伝えたり、その気持ちが尊重されることが大切だと考えています。直接相手に伝えることが難しいときには、嫌な気持をそのままにして我慢せずに、まわりの人、大人に相談しても大丈夫です。	C
104 ★	公園が増えてほしい。	本市では、土地の高度利用が進むなど、公園用地の確保等に課題はあります、地域特性を活かした魅力ある施設の整備や、老朽化の進んだ公園の再整備、バリアフリー化、民間活力導入の検討などの取組により、都市の価値を高めるよう魅力的な公園の整備を進めてまいります。	C
105 ★	あいさつを返してほしい！！	子ども文化センターでは、子どもの自主的・自発的な活動の支援や子どもが参加できるイベントの実施、また、子どもからの相談を受けたり、施設の管理を行うために大人の職員が常駐しているところですが、利用者にとって、より過ごしやすい施設となるよう、研修等を通じて職員が適切に子どもの遊びや活動を支援できるよう、今後も努めてまいります。	C
106 ★	受験（高校）について、自分の好きな行きたい学校、理由が近いからで行きたいと親に言ってもことわられてしまい職業に有利な学校に入れられる。	進路については本人の意思を尊重し、保護者の方と話し合って決めるものであると考えます。 条例第14条では、子どもには自分に関わることを大人のアドバイスを受けながら自分で決めることができます。 進路についても、子どもが親や先生などのアドバイスを受けながら、子ども自身が決めることが大切だと考えます。 先生や子を持つ親に対し、子どもの権利について、理解をしていただくような取組を推進してまいります。	C

107	公園に関する施策で、最近は管理運営を民間事業者に委託したり、飲食店や物販店の出店で収益化をはかったり、イベントで集客を重視したり、商業施設にしたいのかという施策が出てきている。公園は日常的に子どもが自由に遊べる居場所であるべきで、そこには豊かな自然が必要である。	公園施策においては、次世代のパートナーとなる子どもたちの健全な成育が重要であると位置付け、次世代を担う子どもたちに緑に親しみを感じてもらうため、必要に応じて民間事業者のノウハウを活用しながら、子どもたちが緑や自然を体験できる機会や、多様な主体が行う活動に触れる機会を充実させる取組を推進しているところです。	D
108 ★	等々力緑地の森をなくさないでください。	<p>等々力緑地につきましては再編整備にあたり、まとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全するとともに、生物多様性に配慮した良好な緑地環境を創出する方針です。</p> <p>現在、公園の魅力向上、公園利用における安全性、利用しやすさ、防災機能の確保、老木の管理などを総合的に勘案し、緑地の再配置も含めて土地利用を検討しており、高さ 3m 以上の既存樹木 990 本程度の伐採が生じる見込みでございますが、伐採が生じた本数以上に新たな樹木約 1,800 本を植栽する計画でございます。</p> <p>また、現在整備内容の見直しを実施しており、現時点での想定として、高さ 3m 以上の既存樹木の伐採本数は、現計画からさらに 100 本から 200 本程度減少する可能性があり、引き続き、適切な伐採、新植、移植、保存方法について、検討してまいります。</p>	D
109 ★	等々力緑地の公園をなくさないでください。	子どもの遊び場につきましては、「ふるさとの森」や「21 世紀の森」など、まとまった緑を保全し、遊具広場や誰もが自由にのびのびと過ごせる広大な芝生広場（みどりのはらっぱ）を新たに整備するほか、催し物広場は移設し再整備する計画となっております。	D

110	等々力公園の緑をなくさないでほしい。子どもたちに聞いて公園の有無を決定してほしい。再開発など、住民アンケートをもう少しわかりやすくしてほしい。	<p>等々力緑地につきましては再編整備にあたり、まとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全するとともに、生物多様性に配慮した良好な緑地環境を創出する方針です。</p> <p>現在、公園の魅力向上、公園利用における安全性、利用しやすさ、防災機能の確保、老木の管理などを総合的に勘案し、緑地の再配置も含めて土地利用を検討しており、高さ3m以上の既存樹木990本程度の伐採が生じる見込みでございますが、伐採が生じた本数以上に新たな樹木約1,800本を植栽する計画でございます。</p> <p>また、現在整備内容の見直しを実施しており、現時点での想定として、高さ3m以上の既存樹木の伐採本数は、現計画からさらに100本から200本程度減少する可能性があり、引き続き、適切な伐採、新植、移植、保存方法について、検討してまいります。</p> <p>再編整備にあたってはパブリックコメントや近隣小学校等へのアンケートを実施しております。</p>	D
111 ★	市バスの回送の色を緑にしてほしい。最終バスの色を赤にしてほしい。会場（小杉からとどろきアリーナ）へのバスの色を変えてほしい。	市バスでは、どなたでも昼夜を問わず明確に行先がわかるよう、LEDの行先表示器を設置しております。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	E
112 ★	バスの本数を増やしてほしい。	市バスでは、限られた車両や運転手の中で運行計画を策定しており、増便については、他のバス路線の見直しを伴うため、慎重な検討が必要となります。今後も利用動向等を踏まえ、市バスネットワークの維持に努めてまいります。	E
113 ★	野菜やお菓子の値段をあげたりさげたりしてほしい。値段を上げたらほかのお店が作れたり、値段を下げたら、他のものを買える。	本市では、個々の野菜やお菓子の値段を上げたり下げたりすることは難しいですが、子どもも大人も住みやすい街になるように今後も取組を進めています。	E

114 ★	町中の絵をおもしろくしてほしい。	<p>本市では、ミューラルアートを「川崎らしい若者文化の発信」として位置付け、まちなかに彩りを添える取組を進めており、ストリートカルチャーを感じられるかっこいいデザインを中心に、かわいらしい絵や親しみやすい作品も取り入れています。</p> <p>作品の制作にあたっては、子どもたちのアイデアや感性もまちなかに反映されるよう、小学生を対象としたワークショップも実施するなど、創作の過程に参加できる機会を設けていますので、今後もこうした取組を引き続き行なっていきます。</p>	E
115 ★	図書館がふえてほしい。小説が増えてほしい。	<p>図書館は、既存の館及び分館を拠点として市民サービスを展開しており、新たな施設整備を行う予定はございませんが、学校図書館開放など学校施設の有効活用、自動車文庫による市内巡回、大学図書館との相互連携などにより、市民の身近な場所での図書サービスの充実に努めています。</p> <p>また、令和6年10月から「かわさき電子図書館」の本格実施を行うなど、ICTを活用した施策を進めており、引き続き、市民の主体的な学びや活動を支援してまいります。</p>	E
116 ★	中休みを増やしてほしい。 (同趣旨 他1件)	<p>時間割は、子どもたちが学校にいる時間と学習に必要な授業時数のバランスを考慮しながら各学校で決めており、多くの小学校では休み時間を20分から30分程度としております。</p>	E
117 ★	図工室の材料が増えてほしい。	<p>各学校では、学校ごとに予算の使い方について計画を立ててさまざまな物品を購入しているところでございます。本市といたしましては、今後も引き続き、学校の実情や教育活動の優先度を踏まえ、必要な物品の計画的な整備と適正な予算の確保に努めてまいります。</p>	E
118 ★	生き物が増えてほしい。	<p>本市では、たくさんの種類の生き物すべてが関わりあって存在していく状態（生物多様性）を守っていくために、「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～」を作成しています。</p> <p>それに基づき、生物多様性を守るために必要なことや、身近な生き物を知ってもらえるように、デジタル図鑑の公開や自然と触れ合うことができるイベントなどを行なっています。今後もたくさんの生き物が共に生きられるよう、必要な取組を進めています。</p>	E
119 ★	なぜ学校に監視カメラがないのか。	<p>現在のところ、各教室等に監視カメラを設置することについては、プライバシー保護の観点から、難しいと考えています。</p>	E

120	<p>給食のモグモグタイム（5分間）に喋るとその日の給食はお代わりできないルールがあるそうだが、罰があるのは子どもの権利に関わるのではないか。</p> <p>お代わり出来ないから喋らないのではなく「静かに集中して食べるため」のモグモグタイムになればと思う。</p>	<p>モグモグタイムは、落ち着いた食習慣の形成等を目的として実施しております。食に関する指導は、児童が安心して取り組めるものであることが何より大切であると考えています。</p>	E
-----	--	--	---

5 案の変更点

次の表の変更に加え、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

【主な変更箇所】

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
1	P6 「(1)川崎市総合計画との関係」の1行目	同計画の <u>施策 2-1-2 「子どもが安心できる環境づくり」における「子どもの権利関連事業」</u>	同計画の <u>政策 2-1-2 「安心して子育てできる環境をつくる」における「子どもが安心できる環境づくり」の中の、「子どもの権利施策推進事業」</u>	内容を精査し修正
2	P30 「5 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて」の5段落目	権利委員会からの意見としてあげられた行動計画策定に向けた5つの視点や、子どもへの意見聴取であがつた意見を踏まえ、(中略) 重点的取組として位置付け、課題の解決に向けて取組を推進します。	権利委員会からの意見や、子どもからの意見を踏まえながら、これまでの体系も見直し、(中略) 重点的取組を位置付け、子どもの権利施策を総合的に推進します。	内容を精査し修正
3	P35 「【施策の方向 I】子どもの権利の尊重」の2段落目 3行目 P41 「推進施策 1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進」の1行目	SNS や動画の活用等、さまざまな媒体による効果的な広報や	さまざまな媒体による効果的な広報や	パブリックコメント意見に基づき修正
4	P42 表内 2 番「人権尊重・多文化共生教育推進事業」の主な取組	⑥ <u>管理職や教職員</u> を対象とした研修会の開催	⑥ <u>校長</u> を対象とした研修会の開催 ⑦ <u>教職員研修</u>	内容を精査し修正

5	P42 表内 3 番「共生・共育推進事業」の主な取組	<p>①各学校の「かわさき共生＊共育プログラム」 活用推進に関する学校の実態に応じた支援</p> <p>②「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修</p>	<p>①かわさき共生＊共育プログラムに基づく研修</p>	内容を精査し修正
6	P42 表内 4 番「地域教育活動等の推進事業」の主な取組	<p>①川崎市子ども会議（子どもの権利に関する学習支援）</p>	<p>①各学校の「かわさき共生＊共育プログラム」 活用推進に関する学校の実態に応じた支援</p> <p>②「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修</p>	内容を精査し修正
7	P44 表内 3 番「人権オンブズパーソン運営事業」の主な取組	<p>①人権オンブズパーソンによる相談・救済等の実施</p> <p>②人権オンブズパーソン制度の広報・啓発の実施</p>	<p>①人権オンブズパーソン相談・救済事業</p> <p>②人権オンブズパーソン広報・啓発事業</p>	内容を精査し修正
8	P45 表内 6 番「社会教育振興事業」の事務事業名及び所管課	6 <u>社会教育振興事業（多摩区）</u>	6 <u>生涯学習施設の環境整備事業（教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課）</u>	
9	P47 表内 8 番「市民スポーツ推進事業」の主な取組	<p>①<u>市内小学校等におけるパラスポーツ体験講座の実施</u></p> <p>②<u>川崎市スポーツフェスタ事業の実施</u></p>	<p>①<u>市立小学校等におけるパラスポーツ体験講座「パラスポーツやってみるキャラバン」</u></p> <p>②<u>川崎市スポーツフェスタ事業</u></p>	内容を精査し修正
10	P47 表内 9 番「ホームタウンスポーツ推進事業」の主な取組	<p>①<u>かわさきスポーツパートナー等と連携した「ふれあいスポーツ教室」等の実施</u></p> <p>②<u>市内小学校等における「フラッグフットボール巡回教室」等の実施</u></p>	<p>①<u>かわさきスポーツパートナー等との「ふれあいスポーツ教室」等の連携事業</u></p> <p>②<u>市立小学校等における「フラッグフットボール巡回教室」等の普及啓発事業</u></p>	内容を精査し修正
11	P49 表内 26 番「市バスサービス推進事業」の事務事業名	26 <u>市バスサービス推進事業</u>	26 <u>市バス移動空間快適化事業</u>	内容を精査し修正
12	P50 表内 31 番「地域課題対応事業」の主な取組	<p>①<u>子ども地域交流・居場所促進事業</u></p> <p>②<u>幸区・高津区のこどもページ</u></p> <p>③<u>麻生区の乳幼児や小学生を対象とした大学との連携による体験学習</u></p>	<p>①<u>子ども地域交流・居場所促進事業</u></p> <p>②<u>幸区・高津区のこどもページ</u></p>	内容を精査し修正

13	P51 表内 2 番「子どもの居場所づくり推進事業」の主な取組	<p>①こども文化センター・わくわくプラザ運営事業</p> <p>②放課後等の子どもの居場所づくり事業</p> <p>③地域子ども・子育て活動支援助成事業</p> <p>④地域見守り体制強化事業</p>	内容を精査し修正
14	P51 表内 6 番「高校改革推進事業」の事務事業名	6 高校改革推進事業	6 魅力ある高等学校教育の推進事業
15	P55 表内 2 番「子どもの居場所づくり推進事業」(新設)	<p>【事務事業名（所管課）】 <u>子どもの居場所づくり推進事業</u> <u>(こども未来局青少年支援室)</u></p> <p>【主な取組】</p> <p>①放課後等の子どもの居場所づくり事業</p> <p>②地域子ども・子育て活動支援助成事業</p> <p>③地域見守り体制強化事業</p>	(新設)
16	P56 表内 8 番「特別支援教育推進事業」の主な取組	<p>①通常の学級<u>児童生徒</u>と特別支援学級・特別支援学校<u>児童生徒</u>との相互交流</p>	<p>①通常の学級児童生徒と特別支援学級・特別支援学校児童生徒の相互交流</p> <p>②不登校対策連絡会議</p> <p>③適応指導教室（ゆうゆう広場）</p> <p>④教育相談員・メンタルフレンド</p>
17	P56 表内 9 番「不登校対策推進事業」(新設)	<p>【事務事業名（所管課）】 <u>不登校対策推進事業（教育委員会事務局学校教育部支援教育課）</u></p> <p>【主な取組】</p> <p>①全小・中学校への設置に向けた「(仮称) 校内教育支援センター」の段階的整備</p> <p>②保護者向けピアサポートの導入</p> <p>③オンライン学習システムを活用した伴走支援のモデル実施</p>	(新設)
18	P59 表内 7 番「障害者等総合相談・支援事業」の主な取組	<p>①発達相談支援センターにおける支援事業</p> <p>②ふれあいー障害福祉の案内ー</p> <p>③思春期精神保健相談</p>	<p>①発達相談支援センターにおける支援事業</p> <p>②ふれあいー障害福祉の案内ー</p>

19	P59 素案時の表内 7 番 「地域リハビリテーション推進事業」 (削除)	(削除)	<u>7 地域リハビリテーション推進事業 (健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課)</u> ①思春期精神保健相談	内容を精査し修正
20	概要版	本編修正の主旨に併せて修正		



資料2

第8次 川崎市子どもの権利に 関する行動計画（案）

【概要版】

こども未来局青少年支援室
令和8(2026)年2月



第1章 計画の策定にあたって



1 川崎市子どもの権利に関する条例について

- 権利条例は、平成10年(1998)年に策定に向けて取組を始め、約2年間で200回を超える会議や子どもを含めた市民との意見交換を行って条例の骨子案についてまとめ、平成12(2000)年12月に条例を制定、平成13(2001)年4月に施行しました。
- 条例は、子どもの権利保障を総合的にとらえ、権利保障を進める際の理念や原則となる基本法的な内容(前文、第1章、第2章)、及び子どもの生活に即した権利の保障のあり方や施策に係る規定(第3章)、具体的な制度や仕組みを規定している内容(第4章～第7章)、雑則(第8章)から構成されています。
- 条例の第2章(第9条から第16条)には、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切な権利として、7つの柱を示しています。

2 計画策定の背景と趣旨

- 急速な少子高齢化の進行や社会・経済状況の変化に伴い、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変容しており、価値観の多様化や、地域のつながりの希薄化なども相まって、孤立・孤独を感じる子どもや子育てに不安・負担感を感じる家庭もあり、子どもの権利施策の一層の推進が必要となっています。
- 国においては、「こども基本法(令和5(2023)年4月施行)」や、「こども大綱(令和5年(2023)年12月閣議決定)」などが制定され、また、令和5(2023)年4月には、「こども家庭庁」が設置されるなど、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする社会のしくみづくりが進んでいます。
- 本市では、これまで7次にわたって、川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進してきました。
- 第8次行動計画の策定にあたっては、第7次までの行動計画の基本的な考え方を継承しつつ、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)からの意見や、子どもの権利の主体である子どもへの意見聴取などをしながら、計画の体系等についても見直しを行い、子どもも含めた市民に分かりやすい計画となるよう取り組んできました。
- 子どもや子育て家庭を取り巻く環境や国の動向など、子どもの権利施策を取り巻く状況の変化に適切に対応していくことが求められており、多様な主体との協働のもと、条例に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して第8次行動計画を策定します。



第1章 計画の策定にあたって



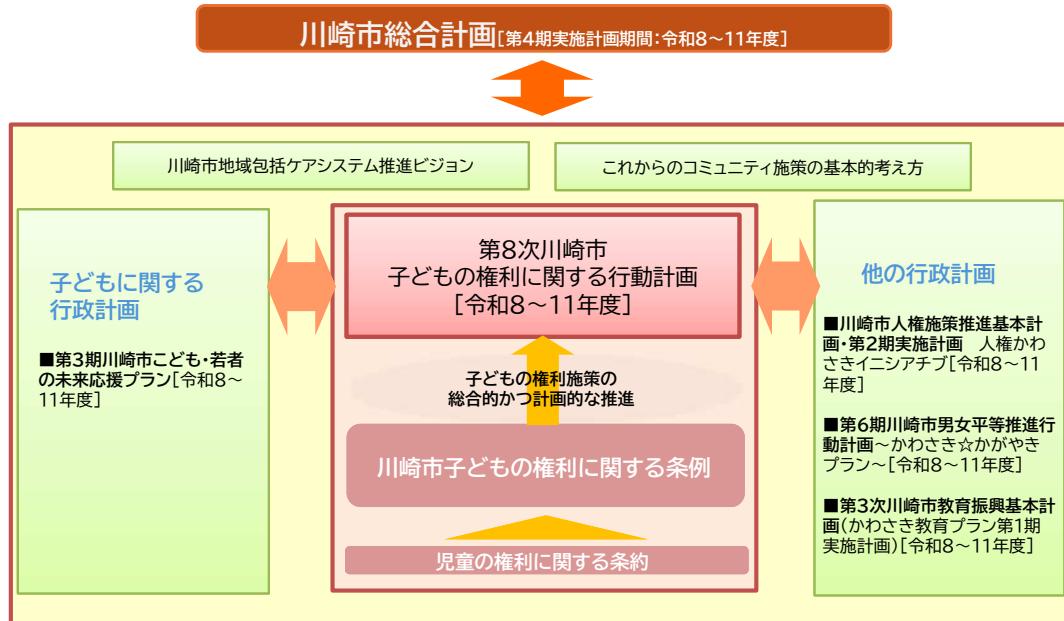
3 計画の位置付け

行動計画は、「川崎市総合計画」と連携し、同計画の施策2-1-2「子どもが安心できる環境づくり」における「子どもの権利関連事業」を推進するための計画として位置付けます。総合計画やその他の関連する計画との整合性を図りながら、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

4 計画の期間

「川崎市総合計画第4期実施計画」、「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」との整合性を図り、より実効性のある行動計画とするため、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間を計画期間とします。

【第8次行動計画の関連図】



【関連する計画の計画期間】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子どもの権利に関する行動計画	第6次	第7次(令和5年~7年)			第8次(令和8年~11年)			
こども・若者の未来応援プラン	第2期(令和4年~7年)				第3期(令和8年~11年)			
川崎市総合計画(実施計画)	第3期(令和4年~7年)				第4期(令和8年~11年)			



第2章 これまでの取組の成果と課題



1 子どもの権利をめぐる現状と課題

本市の社会状況や、子ども、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもの権利に関する意識や実態も変化してきています。第8次行動計画においては、条例に沿った現状と課題を整理したうえで、取組を進めていきます。

(1)条例と子どもの権利に関する意識の普及について(条例第6条関連)

条例を「名前も内容も知っている」「名前だけ知っている」と回答する割合(条例の認知度)

子ども 49.0% / 大人 33.1% [令和6年度]

出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査



条例の認知度は、前回調査(令和4年度)より、子どもも大人も低下しています。条例の認知度に加え、内容の理解がより深まるよう、子どもの権利に関する普及啓発の取組が一層求められます。

(2)子どもの養育の支援について(条例第18条関連)

あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人がいますか。(大人)

「いる」 78.8% 「いない」 17.2% [令和6年度]

出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査



社会状況や子どもを取り巻く環境が変化する中で、子育て家庭が地域の中で孤立することを防ぐことは重要であり、個々の子どもや子育て家庭の状況に応じた支援を進めていく必要があります。

(3)児童虐待について(条例第19条関連)

児童虐待相談・通告件数 5,601件 [令和6年度]

出典:「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書



市内の児童虐待相談・通告件数は年々増加傾向にあります。児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援により未然防止を図る必要があります。



第2章 これまでの取組の成果と課題



1 子どもの権利をめぐる現状と課題

(4)いじめについて(条例第24条関連)

いじめの認知件数(市立小・中学校)

6,656件[令和6年度]

出典:「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校などの調査」



市立小・中学校におけるいじめの認知件数は増加傾向にあります。いじめを積極的に認知することが対応の第一歩であることを念頭に置き、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめられている児童生徒の救済を第一に対応する必要があります。

(5)子どもの居場所について(条例第27条関連)

地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所が「ない」と回答する子どもの割合

「ない」 19.3% [令和6年度]

出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査



子ども一人ひとりが、ありのままの自分でいられ、自由に遊び、安心して人間関係をつくり合うことのできる場所を持つことはとても大切です。子どもを孤立・孤独から守り、健やかに育つための居場所づくりに行政・家庭・学校・地域などが連携・協力し、地域社会全体で取り組む必要があります。

(6)子どもの意見表明・参加について(条例第29条関連)

地域の話し合い(子ども会議や、生徒会・児童会など)で話し合ったり意見を言ったりしたことが「ない」と回答する子どもの割合

「したことがない」 70.6% [令和6年度]

出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査



国全体で、より一層の子どもの意見表明・参加についての取組の促進が求められています。子どもの自主的・自発的な子どもの意見表明と参加を促進するため、子どもの意見が十分に反映されるよう、参加のしくみや情報提供、子どもからの意見反映のあり方などについての工夫を子どもと一緒に考えながら取組を進める必要があります。

(7)相談機関・救済機関の利用について(条例第35条関連)

困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「したいけどできない」「したいと思わない」と回答する子どもの割合

「したいけどできない」 10.1%

「したいと思わない」 46.9% [令和6年度]

出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査



現在ある相談・救済機関に、子どもの相談が十分につながっているとは言えない状況があり、子どもを権利侵害から守るために、子どもが困ったり悩んだりしたときに相談しやすい環境づくりを進めるとともに、困ったときに相談してよいことを子ども自身にも伝えていく必要があります。



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅰ) 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援 (条例第1章)

<第7次までの主な成果>

さまざまな手法で子どもの権利に関する普及・啓発や小中学校における子どもの権利学習を行い、実態・意識調査の結果では、子どもが約4割～5割、大人は約3割～4割が何らかの形で条例を知っていると答えています。

成果指標は、現状が目標値を下回りました。これまでもさまざまな手法で広報・啓発の取組をしてきましたが、さらに条例の広報・啓発に向けた取組を進める必要があります。

成果指標:条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合
※令和6年調査では、「名前も内容も知っている」「名前だけ知っている」と回答した割合

1 子ども (10～17歳)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	59.7%	49.0%	63.0%以上
2 大人 (18歳以上)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	42.3%	33.1%	46.0%以上

施策の方向(Ⅱ) 個別の支援 (条例第2章)

<第7次までの主な成果>

子どもがあらゆる形態の差別を受けることなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援に努め、共生社会の実現に向けた市民等の意識普及の取組を進めてきました。

成果指標は、現状が目標値を下回っているものの、計画策定時よりは子どもは横ばい、大人は上昇傾向にあります。子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、引き続き個別の支援に向けた取組を充実する必要があります。

成果指標:子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」、「だいたい思う」と回答する市民の割合

1 子ども (10～17歳)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	89.7%	89.2%	94.0%以上
2 大人 (18歳以上)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	79.9%	82.9%	85.0%以上



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅲ) 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

＜第7次までの主な成果＞

子どもが育つあらゆる場所において子どもの権利が保障されるように、親等に対する子育て支援、保育園、学校等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援を行いました。

成果指標1、2は現状が目標値を下回っています。これまで育ち・学ぶ施設の職員への研修や周知の取組をしてきましたが、引き続き家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障に向けた取組を進める必要があります。

成果指標1:条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

※令和6年調査では、「名前だけ知っている」「知らない」と回答した割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
17.5%	28.4%	12.0%以下

成果指標2:子どもとの関わりの中で、子どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
15.0%	14.9%	10.0%以下



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(IV) 子どもの参加（条例第4章）

<第7次までの主な成果>

子どもの参加・意見表明として、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される「川崎市子ども会議」等を通じ、子どもの意見等の尊重を進め、さらに「子ども・若者の声募集箱」等の新たな取組を推進してきました。

成果指標1、2は、現状が目標値を下回ったものの、第7次計画策定時よりは成果指標1は横ばい、成果指標2は上回っています。これまでも、新たな子どもの参加・意見表明の取組をしてきましたが、引き続き子どもの参加・意見表明に向けた取組を促進する必要があります。

成果指標1:地域の活動やイベント、ボランティア活動等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
44.6%	44.7%	39.0%以下

成果指標2:地域の話し合い(子ども会議や、生徒会・児童会など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
78.9%	70.6%	60.0%以下

施策の方向(V) 相談及び救済（条例第5章）

<第7次までの主な成果>

子どもが安心して相談できるよう「24時間子供SOS電話相談」や「子どもの人権110番」などの相談・救済機関等の周知を行うとともに、市立小・中・高等学校・特別支援学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談を実施してきました。

成果指標は、現状が目標値を下回りました。これまで子どもが安心して相談できるよう、相談・救済機関等の周知の取組をしてきましたが、引き続き相談・救済に向けた取組を進める必要があります。

成果指標1:困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」、「したいと思わない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
63.3%	57.0%	47.0%以下



第2章 これまでの取組の成果と課題



3 子どもの権利委員会からの意見聴取

子どもの権利委員会の意見として次の5つの視点があげられました。

- ①計画全体が「子どもの権利の視点」や「子どもの視点」であること
- ②行動計画の見直しについて
- ③子どもの声を聴き、尊重すること
- ④条例や子どもの権利の普及啓発
- ⑤大人の責務

4 子どもからの意見聴取

第8次行動計画策定にあたり、子どもへの意見聴取の取組として「対面での意見聴取」及び「アンケート調査」を実施しました。聴取では各施策の方向性に対して、択一式と自由記述方式で回答してもらいました。多かった意見は以下のとおりです。

- ・多くの人に子どもの権利を知ってもらうことで、子どもの人権がより尊重されると思う。
- ・外国につながりがある子どもが安心して過ごせるようにいろいろなサポートをしてほしい。
- ・虐待など体罰はよくないので取組をしてほしい。
- ・(子どもの参加について)子どもの意見に寄り添っていてとてもありがたい。
- ・(相談及び救済について)気軽に言える環境が増えてくれるといい。

5 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて

第8次行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会からの意見としてあげられた行動計画策定に向けた5つの視点や、子どもへの意見聴取であがった意見を踏まえ3つの施策の方向、10の推進施策と併せて、「子どもの権利の普及・啓発の推進」「子どもの意見表明を支援する取組の推進」「子どもの居場所づくりの推進」の3つを計画期間における重点的取組として位置付け、課題の解決に向けて取組を推進します。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



1 基本理念

条例前文は、子どもの権利に関する条例の制定に対する市及び市民の決意を宣言するものであると同時に、子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示しています。

そのため、第8次行動計画においても第7次行動計画を継承し、次のとおり、この子ども及び子どもの権利に関する基本的な考え方を基本理念として掲げ、子どもに関する施策を推進します。

基本理念

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

基本理念のもと、次の3つを施策の方向とし、それぞれに「成果指標」を設定のうえ、子どもの権利に関する取組を推進します。

＜施策の体系図＞

【施策の方向】

I 子どもの権利の尊重

【推進施策】

1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進

2 子どもの権利学習の推進

3 関係機関と連携した相談・救済等の充実

4 市民活動団体との協働・連携の推進

II 子どもの意見表明・参加の推進

1 子どもの参加の促進

2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援

3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

III 子どもの最善の利益の確保

1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅰ】子どもの権利の尊重

【「施策の方向Ⅰ」の目標】

子どもの権利が尊重され、自分らしく安心して成長できる環境づくりが進んでいる。

【推進施策】

- 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進
- 子どもの権利学習の推進
- 関係機関と連携した相談・救済等の充実
- 市民活動団体との協働・連携の推進

【成果指標①】条例を「名前も内容も知っている」、「名前だけ知っている」と回答する割合

(子ども)

	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
	49.0%	53.0%以上

(大人)

	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
	33.1%	37.1%以上

- 成果指標は、第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査を基に第8回以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。

【成果指標②】条例を「名前も内容も知っている」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
	71.0%	75.0%以上

【成果指標③】困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「したいけどできない」と回答する子どもの割合

	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
	10.1%	8.1%以下



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅱ】子どもの意見表明・参加の推進

【「施策の方向Ⅱ」の目標】

あらゆる機会において、子どもが主体的に活動に参加し、自分の意見が言える環境づくりが進んでいる。

【推進施策】

- 1 子どもの参加の促進
- 2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援
- 3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

【成果指標①】地域の活動・ボランティア等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
44.7%	44.7%以下

【成果指標②】地域の話し合い(子ども会議や、生徒会・児童会など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
70.6%	66.6%以下

【成果指標③】学校で何かをしたり、決めたりするとき、先生は、子どもの意見を「聞いている」「だいたい聞いている」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
95.9%	96.7%以上

- ・ 成果指標は、第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査を基に第8回以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅲ】子どもの最善の利益の確保

【「施策の方向Ⅲ」の目標】

きめ細かな支援のもと、安心して子育てができ、自立した大人へと成長していく環境が整っている。

【推進施策】

- 1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実
- 2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実
- 3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

【成果指標①】子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)保護者の割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
99.3%	100%

【成果指標②】地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所があるかという質問に「ある」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
78.9%	80.9%以上

【成果指標③】子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」、「ときどき思う」と回答する割合

(子ども)	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
	89.2%	93.2%以上

(大人)	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
	82.9%	87.3%以上

- ・ 成果指標①は「地域子育て支援センター・保育所施設等利用者を対象としたアンケート調査」、成果指標②③は「第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果を基に第8回以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。



第4章 推進施策と取組



施策の方向 I 子どもの権利の尊重

すべての子どもの命が守られ、自分らしく成長し、社会で生きていく力を身につけるため、地域社会全体で、一人ひとりの子どもの権利が尊重される環境づくりを進めます。

推進施策1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進

SNSや動画の活用等、さまざまな媒体による効果的な広報や市民参加で子どもの権利の啓発イベントなどを行うことにより、多くの市民が子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めます。
(子どもの権利関連事業、保育・幼児教育の質の維持・向上事業など3事業)

推進施策2 子どもの権利学習の推進

保護者や育ち・学ぶ施設の職員は子どもにとって身近な大人のひとりであり、条例の認知度に加え、「子どもの権利」についてしっかりと理解してもらうことで、子どもが自ら育ち、学べる環境づくりに大きく寄与すると考えられることから、職員等への学習・研修の取組を進めます。また、育ち・学ぶ施設等で子ども自身が「子どもの権利」を学ぶ機会を提供します。
(人権尊重・多文化共生教育推進事業、家庭教育支援事業など13事業)

推進施策3 関係機関と連携した相談・救済等の充実

子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもとその権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境づくりを進めるとともに、子どもが権利侵害から逃れられるよう、救済制度等のより広い周知等に取り組みます。
(人権オブズパーソン運営事業、児童虐待等対策事業など6事業)

推進施策4 市民活動団体との協働・連携の推進

地域社会全体で、子どもの権利施策を推進するため、子どもに関わる活動をするさまざまな市民・市民活動団体等との協働・連携した取組を進めます。
(青少年活動推進事業、地域課題対応事業など6事業)



第4章 推進施策と取組



施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

子どもが、年齢や発達段階に応じて、自分に関することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できる環境づくりを進めます。

推進施策1 子どもの参加の促進

子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域や、市政等に子どもが参加し、意見を述べる機会を増やす取組を促進します。また、関連する情報を分かりやすく提供する取組を推進します。
(子どもの権利関連事業、子ども・若者未来応援事業など31事業)

推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援

参加活動の拠点施設において、子どもの自主的、自発的な活動を支援する取組を進めるとともに、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催するなど、さまざまな活動の機会を通じて、子どもが生活する場面に応じた参加活動が促進される取組を進めます。
(地域教育活動等の推進事業、子どもの居場所づくり推進事業など6事業)

推進施策3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

育ち・学ぶ施設等において、子どもが自主的・自発的に活動できるような適切な支援につながる取組を推進するとともに、子どもが利用する施設等において、子どもの意見等が尊重される取組を進めます。
(青少年教育施設の管理運営事業、地域とともにある学校づくり推進事業など4事業)



第4章 推進施策と取組



施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

子どもの権利の視点に立って、子どもが生まれ育った環境に関わらず自分らしく幸せに暮らしていくため、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもの成長段階や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を進めます。

推進施策1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

身近な地域で「地域に支えられている」という安心感が持てるよう、行政・家庭・学校・地域などが連携・協力しながら、子育て家庭に寄り添い、地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりに向け、情報発信や交流の場づくりなどの取組を進めます。

(地域子育て支援事業、地域課題対応事業など9事業)

推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していくよう、地域における子どもの居場所づくりや子どもの置かれている状況に応じた支援などの取組を進めます。

(人権尊重・多文化共生教育推進事業、特別支援教育推進事業など18事業)

推進施策3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、個々の状況に寄り添った支援が受けられるよう、各種相談支援や社会的自立に向けた取組などを進めます。

(母子保健指導・相談事業、児童虐待等対策事業など9事業)



第4章 推進施策と取組



4 重点的取組

第8次行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会からの意見や、子どもからの意見を踏まえ、3つの施策の方向に基づく、10の推進施策に、3つの重点的な視点を位置付け、計画期間内の取組を推進します。

重点①「子どもの権利の普及・啓発」の推進

重点①として「子どもの権利の普及・啓発」の推進に向けては、さまざまな機会を通じて、子どもの権利をより多くの子ども・大人に知ってもらう取組を進めるとともに、困難な状況に直面し、課題を抱える子どもに子どもの権利を認識してもらえる取組を推進します。

主な該当施策：施策の方向Ⅰ 「推進施策1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進」

重点②「子どもの意見表明を支援する取組」の推進

重点②として「子どもの意見表明を支援する取組」の推進に向けては、「川崎市子ども会議」をはじめ、さまざまな場や活動等に子どもが参加できるような取組を進めるとともに、子どもが安心して自分の意見を表明できる環境づくりを推進します。

主な該当施策：施策の方向Ⅱ 「推進施策1 子どもの参加の促進」、「推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援」、「推進施策3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重」

重点③「子どもの居場所づくり」の推進

重点③として「子どもの居場所づくり」の推進に向けては、子どもたちの声を聴きながら、子どもが「居たい」「行きたい」「やつてみたい」と思える学齢期・思春期の放課後等の居場所づくりを進めるとともに、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していくような取組を推進します。

主な該当施策：施策の方向Ⅱ 「推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援」
施策の方向Ⅲ 「推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実」



第5章 推進体制及び評価・検証



1 推進体制

(1) 庁内推進体制

こども未来局が中心となり、子ども施策全体としての子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図ります。川崎市こども施策庁内推進本部会議の開催及び実務担当者間の連絡調整等により、重点的取組をはじめとする子どもに関する施策の横断的な連携を図ります。区役所地域みまもり支援センター及び関係所管課と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合調整機能や専門的支援機能、地域支援機能を活かして、地域人材の育成、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差した子ども・子育て支援を推進します。

(2) 人材育成の充実

子どもの権利を保障するためには、子どもに関わる職員が子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴き取る感度を高める必要があります。職員一人ひとりがそのことを十分に認識し、子どもの権利に関する意識を高めることができるように、さまざまな職種・階層を対象とした研修等により人材育成の充実を図ります。

(3) 市民、市民活動団体、関係機関との協働・連携

市民や市民活動団体、地域教育会議等の関係団体・機関との協働・連携により、「かわさき子どもの権利の日事業」等の各種広報・啓発事業の開催等を通じて、実効性のある子どもの権利施策を推進します。

2 評価・検証

(1) 進行管理と自己評価の実施

本計画は、「川崎市総合計画」や「川崎市こども・若者の未来応援プラン」等との整合性を図りながら自己評価を実施するとともに、評価結果については、ウェブサイト等を通じて公表します。

(2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証

権利委員会は、本市における子どもの権利保障状況を検証しながら、市が実施する計画期間内の自己評価結果等について意見を述べます。



資料3

第8次 川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）

こども未来局青少年支援室
令和8(2026)年2月



目次



• 第1章 計画の策定にあたって		• 第4章 推進施策と取組	
1 川崎市子どもの権利に関する条例について 1	1 施策の方向Ⅰ 子どもの権利の尊重 41
2 計画策定の背景と趣旨 5	2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進 46
3 計画の位置付け 6	3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保 53
4 計画の期間 7	4 重点的取組 60
• 第2章 これまでの取組の成果と課題		• 第5章 推進体制及び評価・検証	
1 子どもの権利をめぐる現状と課題 8	1 推進体制 61
2 これまでの取組と成果 15	2 評価・検証 61
3 子どもの権利委員会からの意見聴取 21		
4 子どもからの意見聴取 24		
5 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて 30		
• 第3章 計画の基本的な考え方と体系			
1 基本理念 31		
2 施策の方向 34		
〈施策の体系図〉 34		



第1章 計画の策定にあたって



1 川崎市子どもの権利に関する条例について

(1)条例制定の背景

川崎市子どもの権利に関する条例(以下「条例」という。)は、国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例で、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるために策定されたものです。

平成元(1989)年に国連で「児童の権利に関する条約(以下「条約」という。)」(日本は平成6(1994)年批准)が採択されたことを背景に、本市においては、虐待や体罰、いじめなどにより子どもが決して幸福ではない状況におかれているという認識のもと、子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた条例を策定することとしました。

条例案の具体的な作業は、平成10年(1998)年9月に「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を合言葉にスタートし、約2年間で200回を超えるさまざまな会議や集会を通じて、子どもを含めた市民とともに意見交換を行いながら条例骨子案をまとめ、平成12(2000)年12月に条例を制定、平成13(2001)年4月に施行しました。

(2)条例の構成

条例は、子どもの権利保障を総合的にとらえ、権利保障を進める際の理念や原則となる基本法的な内容(前文、第1章、第2章)、及び子どもの生活に即した権利の保障のあり方や施策に係る規定(第3章)、具体的な制度や仕組みを規定している内容(第4章～第7章)、雑則(第8章)から構成されています。

章	内容	章	内容
前文		第4章	子どもの参加(第29条～第34条)
第1章	総則(第1条～第8条)	第5章	相談及び救済(第35条)
第2章	人間としての大好きな子どもの権利(第9条～第16条)	第6章	子どもの権利に関する行動計画(第36条・第37条)
第3章	家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障	第7章	子どもの権利の保障状況の検証(第38条～第40条)
第1節	家庭における子どもの権利の保障(第17条～第20条)	第8章	雑則(第41条)
第2節	育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障 (第21条～第25条)	附則	
第3節	地域における子どもの権利の保障(第26条～第28条)		



第1章 計画の策定にあたって



1 川崎市子どもの権利に関する条例について

(3)子どもにとって大切な権利

条例の第2章(第9条から第16条)には、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切な権利として、7つの柱を示しています。

- ① 安心して生きる権利
- ② ありのままの自分でいる権利
- ③ 自分を守り、守られる権利
- ④ 自分を豊かにし、力づけられる権利
- ⑤ 自分で決める権利
- ⑥ 参加する権利
- ⑦ 個別の必要に応じて支援を受ける権利

① 安心して生きる権利

条例第10条では、『安心して生きる権利』として、「命が守られ、尊重されること」、「愛情と理解をもって育まれること」、「あらゆる形態の差別を受けないこと」、「あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと」、「健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること」、「平和と安全な環境の下で生活ができること」を掲げています。

子どもは、愛情と理解をもって育てられます。不当に子ども扱いされるなど、あらゆる差別を受けず、いろいろなことを認められながら、安全・安心に生活することが大切です。



第1章 計画の策定にあたって



1 川崎市子どもの権利に関する条例について

(3) 子どもにとって大切な権利

② ありのままの自分でいる権利

条例第11条では、『ありのままの自分でいる権利』として、「個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること」、「自分の考えや信仰を持つこと」、「秘密が侵されないこと」、「自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと」、「子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと」、「安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと」を掲げています。

子どもの人格を尊重するように、一人ひとりの違いが認められ、子どもの秘密も守られ、人として大切にされます。また、ホッとする場所で楽しく遊んだり体を休ませたりすることが必要です。

③ 自分を守り、守られる権利

条例第12条では、『自分を守り、守られる権利』として、「あらゆる権利の侵害から逃れられること」、「自分が育つことを妨げる状況から保護されること」、「状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること」、「自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること」、「自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の場が与えられること」を掲げています。

子どもは、いじめ、虐待、体罰などから逃げたり、相談したりすることができます。子どもが相談するときは、その子の気持ちを受け止めてもらうことができることや、子ども自身が望む解決方法について、子どもの思いが尊重されることが大切です。また、子どもが他の人が子どものことを決めるときに自分の意見を大事にされることが重要です。

④ 自分を豊かにし、力づけられる権利

条例第13条では、『自分を豊かにし、力づけられる権利』として、「遊ぶこと」、「学ぶこと」、「文化芸術活動に参加すること」、「役立つ情報を得ること」、「幸福を追求すること」を掲げています。

子どもは、遊んだり、学んだり、幸福を求めたりする中で、豊かな成長や自信につながるよう励まされ、力づけられます。一般的に遊ぶことは、子どもの権利そのものではないと考えられがちですが、遊びを通して子どもが成長できるよう、多様な遊びの機会を提供する必要があります。また、多様化している学びについても、さまざまな選択肢を設けることが大切です。



第1章 計画の策定にあたって



1 川崎市子どもの権利に関する条例について

(3) 子どもにとって大切な権利

⑤ 自分で決める権利

条例第14条では、『自分で決める権利』として、「自分に関するることを年齢と成熟に応じて決めること」、「自分に関するることを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること」、「自分に関することを決めるために必要な情報が得られること」を掲げています。

子どもは、成長に合わせて、大人のアドバイスを受けながら、自分のことを決めることができます。大人が決めたことだけでなく、子どもの「やってみたい」という気持ちが大切にされ、自分で考えて、やってみるということや、日常の些細なことでも、子どもが自分自身で決める機会やその範囲を増やしていく必要があります。

そのためには、子どもの年齢や成長に合わせて、周りの大人が適切な支援や助言をすることが大切です。

⑥ 参加する権利

条例第15条では、『参加する権利』として、「自分を表現すること」、「自分の意見を表明し、その意見が尊重されること」、「仲間をつくり、仲間と集うこと」、「参加に際し、適切な支援が受けられること」を掲げています。

子どもは、自分を表現したり、自分の意見や考えを表したり、社会活動に参加したりすることができます。子どもの意見表明については、言葉としてまとまったものだけでなく、子どもが感じていること、考えていること、見ている風景も含めて子どもの意見として考え、その思いを尊重することが大切です。また、子どもの意見を聞く機会や選択肢を増やしていくこと、聞いた意見の反映に十分に考慮していく必要があります。

⑦ 個別の必要に応じて支援を受ける権利

条例第16条では、『個別の必要に応じて支援を受ける権利』として、「子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けること」ができ、そのためにさまざま「権利が保障されなければならない」としています。

子どもが置かれた状況が違っても差別を受けることはありません。外国につながりのある子ども、障害等で個別の支援が必要な子ども、性的マイノリティの子どもなど、さまざまな特性や個性を持った子どもが、その違いを受け入れられながら、必要な支援が受けられるようにしていく必要があります。



第1章 計画の策定にあたって



2 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行や社会・経済状況の変化に伴い、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変容しており、価値観の多様化や、地域のつながりの希薄化なども相まって、孤立・孤独を感じる子どもや子育てに不安・負担感を感じる家庭もあり、子どもの権利施策の一層の推進が必要となっています。

また、外国につながりがあり支援を必要とする子どもや、児童虐待、不登校、いじめ、非行等の支援が必要な子どもなども増えており、地域の中で子どもや子育て家庭を見守り、寄り添いながら、個々の子どもや子育て家庭の状況に応じた支援が求められています。

国においては、「こども基本法(令和5(2023)年4月施行)」や、「こども大綱(令和5年(2023)年12月閣議決定)」などが制定され、また、令和5(2023)年4月には、「こども家庭庁」が設置されるなど、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする社会のしくみづくりが進んでいます。

本市では、平成13(2001)年4月に全国に先駆けて施行した条例に基づき、これまで7次にわたって、川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進してきました。

第8次行動計画の策定にあたっては、第7次までの行動計画の基本的な考え方を継承しつつ、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)からの意見や、子どもの権利の主体である子どもへの意見聴取などをしながら、計画の体系等についても見直しを行い、子どもも含めた市民に分かりやすい計画となるよう取り組んできました。

子どもや子育て家庭を取り巻く環境や国の動向など、子どもの権利施策を取り巻く状況の変化に適切に対応していくことが求められており、多様な主体との協働のもと、条例に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して第8次行動計画を策定します。



第1章 計画の策定にあたって



3 計画の位置付け

(1)川崎市総合計画との関係

行動計画は、「川崎市総合計画」と連携し、同計画の施策2-1-2「子どもが安心できる環境づくり」における「子どもの権利関連事業」を推進するための分野別の個別計画として位置付けます。

(2)他の計画等との関係

条例第3条では、市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならぬとしており、条例の理念は子どもに関わるあらゆる施策の指針となるべきものです。

行動計画は、子どもから高齢者まですべての地域住民を対象にし、本市の個別計画の上位概念に位置付けられる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」、子どもに関する行政計画である「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、総合的人権施策の推進を目的とした「川崎市人権施策推進基本計画(人権かわさきイニシアチブ)」、教育に関する行政計画である「川崎市教育振興基本計画(かわさき教育プラン)」等との整合性を図りながら、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

【第8次行動計画の関連図】





第1章 計画の策定にあたって



4 計画の期間

「川崎市総合計画第4期実施計画」、「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」との整合性を図り、より実効性のある行動計画とするため、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間を計画期間とします。

【関連する計画の計画期間】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子どもの権利に関する行動計画	第6次	第7次(令和5年～7年)			第8次(令和8年～11年)			
こども・若者の未来応援プラン		第2期(令和4年～7年)			第3期(令和8年～11年)			
川崎市総合計画(実施計画)		第3期(令和4年～7年)			第4期(令和8年～11年)			



第2章 これまでの取組の成果と課題

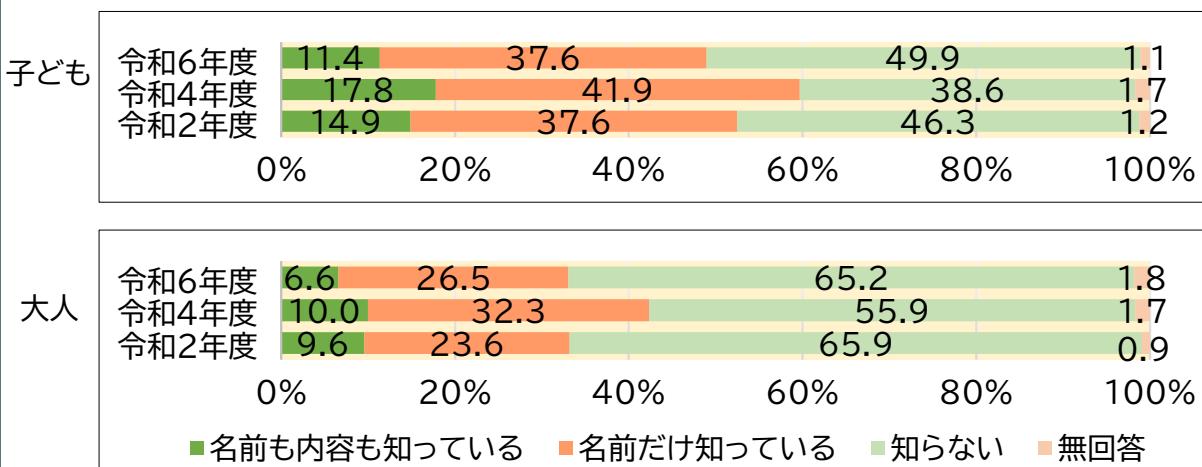


1 子どもの権利をめぐる現状と課題

本市の社会状況や、子ども、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもの権利に関する意識や実態も変化してきています。第8次行動計画においては、条例に沿った現状と課題を整理したうえで、取組を進めていきます。

(1)条例と子どもの権利に関する意識の普及について（条例第6条関連）

川崎市子どもの権利に関する条例を知っていますか。（条例の認知度）



※令和2・4年度調査では「知っている」「聞いたことはあるが内容はよくわからない」「知らない」の3択

・条例を「名前も内容も知っている」、「名前だけ知っている」と回答する割合は、子ども49.0%、大人33.1%となっており、いずれも、前回調査（令和4年度）より低下しました。

・子どもの認知度は、概ね約5割であることから、権利学習やリーフレットの配布などの取組について一定の効果は認められます。

・大人の認知度は、概ね約3～4割であり、子どもに比べて低く、周知方法の工夫が課題となっています。

・条例の認知度に加え、内容の理解がより深まることは、子どもの権利を保障していくための環境づくりにとって重要であり、子どもの権利に関する意識の普及啓発の取組が一層求められます。

【第8次行動計画への反映：施策の方向Ⅰ 推進施策1 P. 41】

出典：第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（令和6年度）



第2章 これまでの取組の成果と課題

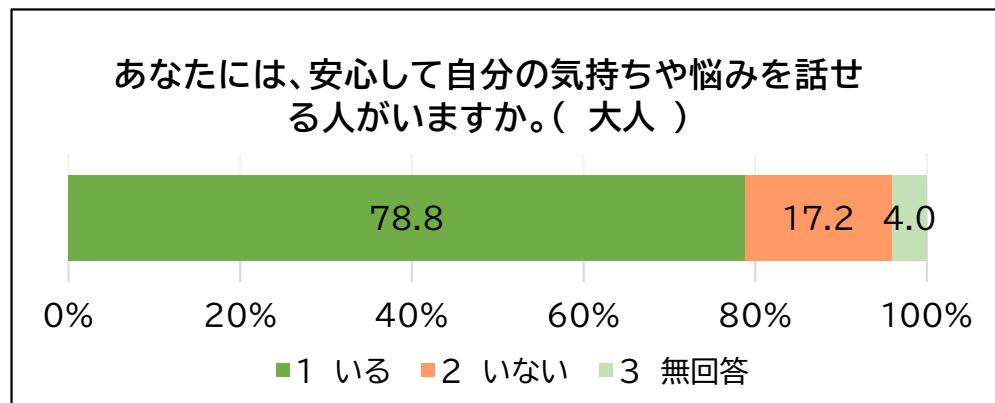


1 子どもの権利をめぐる現状と課題

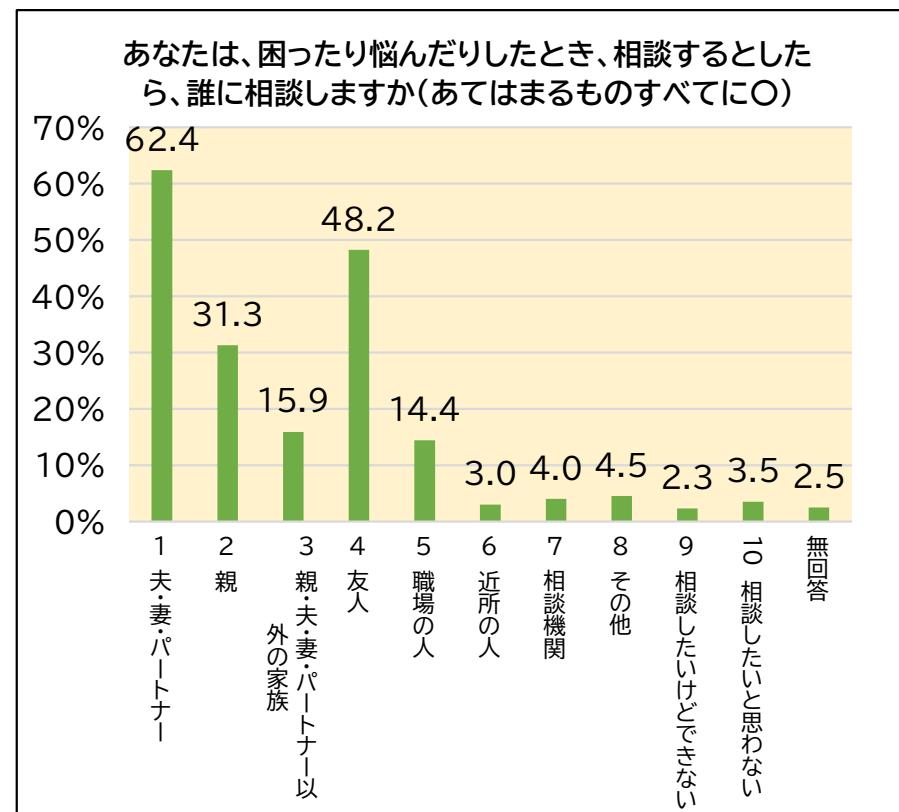
(2)子どもの養育の支援について (条例第18条関連)

- ・第9回の実態・意識調査では、「あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人がいますか。」という質問に対し、「いる」と回答した人が78.8%、いないと回答した人が17.2%という結果でした。
- ・また、困ったり悩んだりしたときの相談先では「夫・妻・パートナー」が62.4%と最も高く、次いで「友人」の48.2%、「親」の31.3%となっています。また、「相談したいけどできない」と答えた人の割合は2.3%、「相談したいと思わない」と答えた人は3.5%でした。
- ・社会状況や子どもを取り巻く環境が変化する中で、子育てをする親等が地域の中で孤立することを防ぐことは重要であり、各種相談・救済事業等により、個々の子どもや子育て家庭の状況に応じた支援を進めていく必要があります。

[第8次行動計画への反映:施策の方向Ⅲ 推進施策1 P. 53]



出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(令和6年度)





第2章 これまでの取組の成果と課題



1 子どもの権利をめぐる現状と課題

(3)児童虐待について (条例第19条関連)

- 市内の児童虐待相談・通告件数は、平成29(2017)年度に3,000件、平成30(2018)年度には4,000件を超えており、令和6(2024)年度は、5,601件で増加傾向にあります。
- 児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援により未然防止を図る必要があります。
- 複雑化する課題に対しては区役所等の専門的な支援体制を強化するとともに、児童相談所の機能充実、里親制度の普及、施設養護の支援体制整備を進め、代替養育を必要とする児童の自立支援や措置解除後の継続的な相談支援に取り組む必要があります。

[第8次行動計画への反映:施策の方向Ⅲ 推進施策3 P. 58]



出典:「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書

※児童虐待・相談通告件数について、令和6年1月にこども家庭庁から示された解釈に基づき、令和4~6年度については、受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース(虐待非該当ケース)を相談・通告件数から除外している。



第2章 これまでの取組の成果と課題

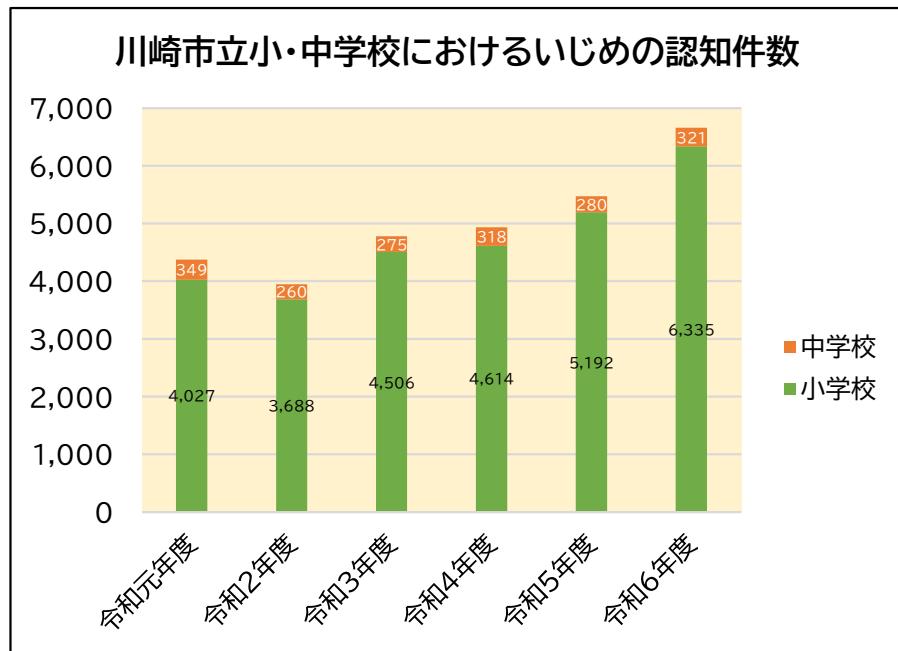


1 子どもの権利をめぐる現状と課題

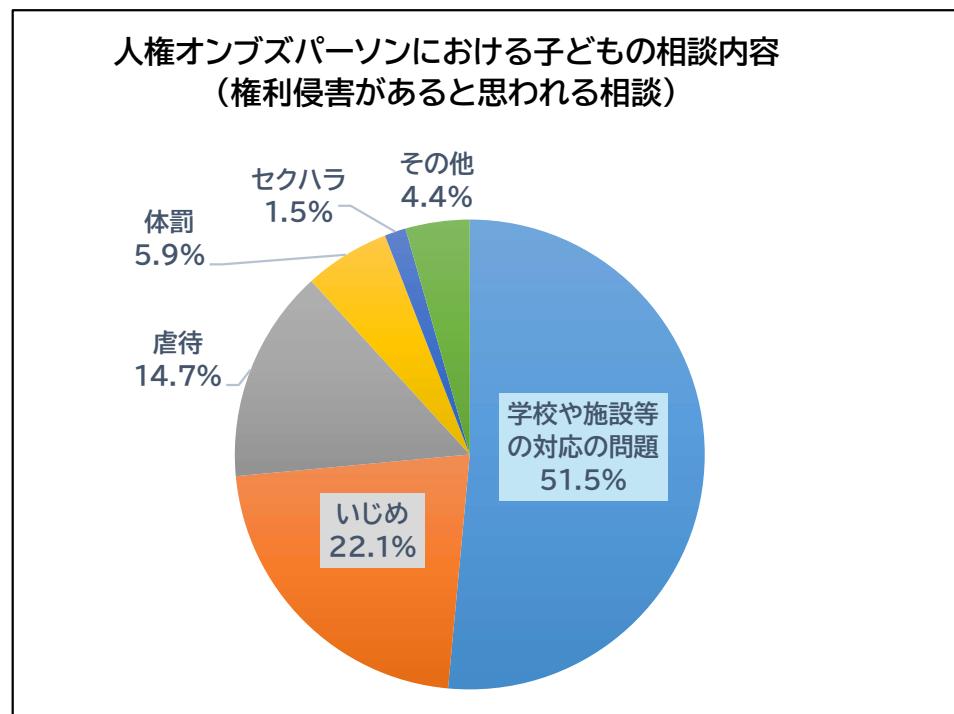
(4)いじめについて (条例第24条関連)

- ・令和6(2024)年度の川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校などの調査では、川崎市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、小学校6,335件、中学校321件の合計6,656件と増加傾向にあります。
- ・また、令和6(2024)年度の人権オンブズパーソンの相談内容においては、権利侵害があると思われる相談68件の中で、いじめに関する相談が15件(22.1%)となっています。
- ・児童生徒に関する大人は訴えを待つ受け身ではなく、積極的に情報を得る意識といじめ防止に向けての速やかな行動が必要となります。今後も学校と連携して、いじめを積極的に認知することが対応の第一歩であることを念頭に置き、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめられている児童生徒の救済を第一に対応する必要があります。

[第8次行動計画への反映:施策の方向 I 推進施策3 P. 44]



出典:「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校などの調査」



出典:「川崎市人権オンブズパーソン令和6年度報告書」より作成
-71-



第2章 これまでの取組の成果と課題



1 子どもの権利をめぐる現状と課題

(5)子どもの居場所について (条例第27条関連)

・第9回の実態・意識調査では、「地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。」という質問に對し、19.3%の子どもが「ない」という結果でした。

・また、令和6(2024)年度の川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校などの調査では、川崎市立小学校の不登校児童は1,579人で、中学校の不登校生徒は1,872人といずれも増加傾向にあることから、一人ひとりの児童・生徒の状況に応じて、学校内・学校外における適切な支援を行っていく必要があります。

・子ども一人ひとりが、ありのままの自分でいられ、自由に遊び、安心して人間関係をつくり合うことのできる場所を持つことはとても大切です。子どもにとって望ましい姿(Well-being)を実現するため、子どもを孤立・孤独から守り、健やかに育つための居場所づくりに行政・家庭・学校・地域などが連携・協力し、地域社会全体で取り組む必要があります。

[第8次行動計画への反映:施策の方向Ⅲ 推進施策2 P. 55]

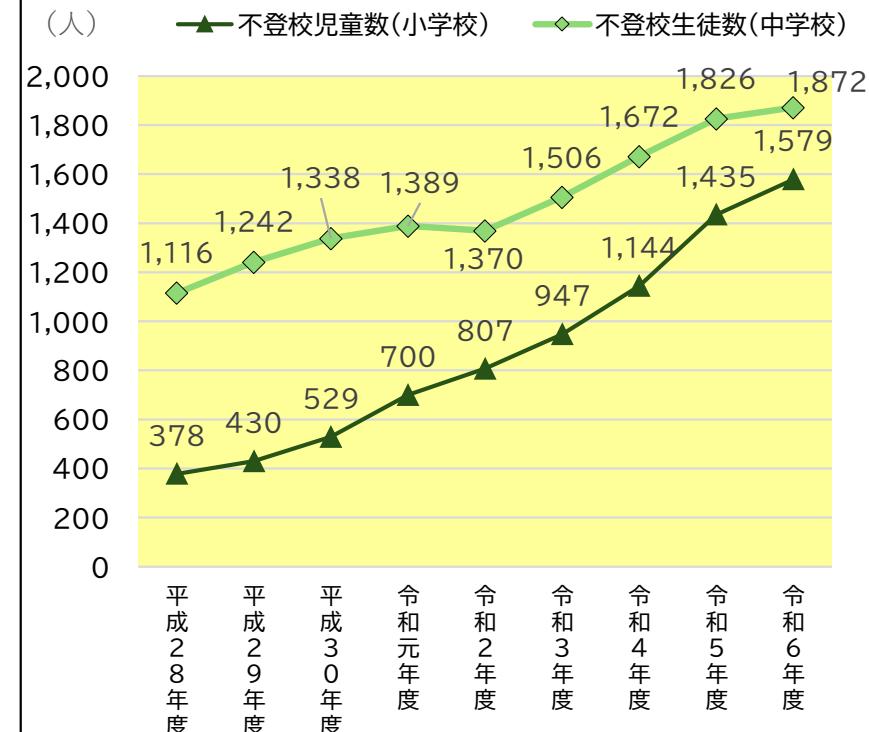
地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。



出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(令和6年度)

-72-

川崎市立小・中学校における
不登校児童・生徒数の推移



出典:「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校などの調査」



第2章 これまでの取組の成果と課題



1 子どもの権利をめぐる現状と課題

(6)子どもの意見表明・参加について (条例第29条関連)

- ・第9回の実態・意識調査では、子ども会議や生徒会・児童会などで「話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。」という質問に対し、70.6%の子どもが「したことがない」という結果でした。
- ・「こども基本法」の基本理念に「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とされており、国全体で、より一層の子どもの意見表明・参加についての取組の促進が求められています。
- ・子どもの自主的・自発的な意見表明と参加を促進するため、子どもに関わることを決めるとき、子どもの意見が十分に反映されるよう、参加のしくみや情報提供、子どもからの意見反映のあり方などについての工夫を子どもと一緒に考えながら取組を進める必要があります。

[第8次行動計画への反映:施策の方向Ⅱ 推進施策1~3 P. 46]

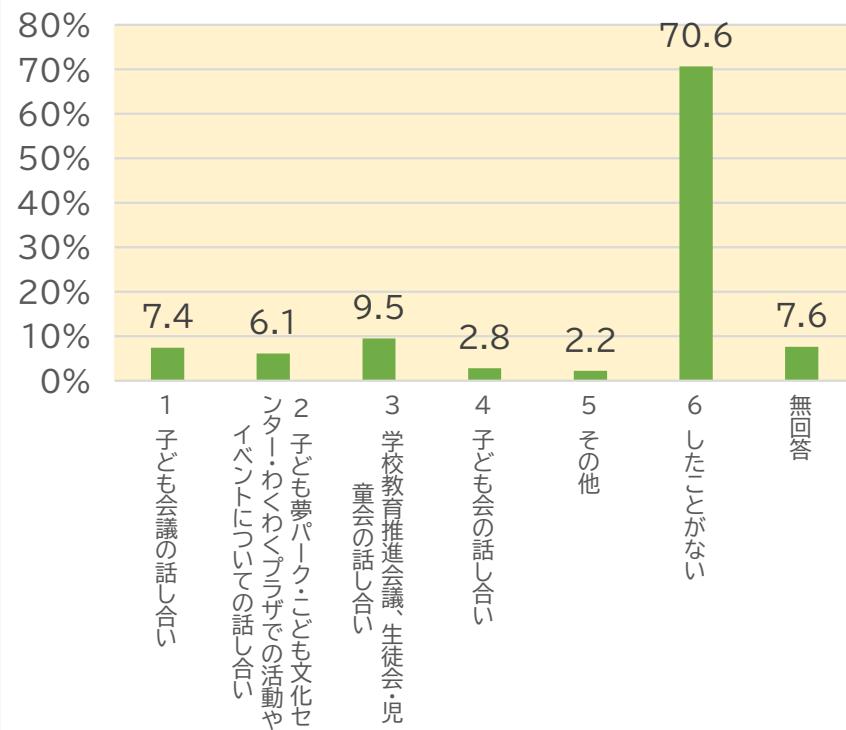
～子どもの参加に関する主なしくみ～

川崎市子ども会議:条例の意見表明権に基づき、市政について子どもの意見を求めるために開催されています。子どもたちは、子どもの自主的及び自発的な取組により、子どもの意見を整理し、市長に提出することができます。

学校運営協議会:保護者や地域住民等が学校運営や学校に必要な運営支援について協議するために開催されています。児童生徒が学校での取組や地域への願い等について地域住民に伝える機会を設けています。

子ども運営会議:こども文化センターの利用者である子どもとその職員によって構成され、こども文化センターの運営や行事等について話し合う会議です。すべてのこども文化センターに設置されています。

あなたは、次のような場で、話し合ったり、意見を言つたりしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)



出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(令和6年度)



第2章 これまでの取組の成果と課題

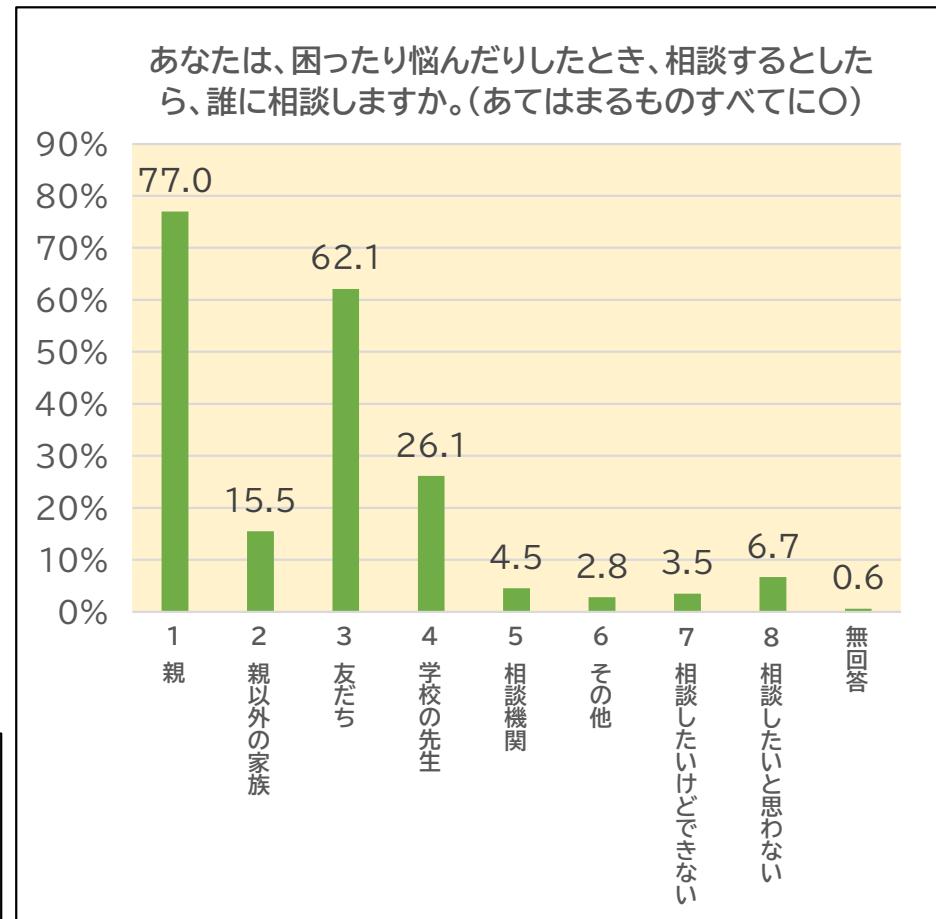
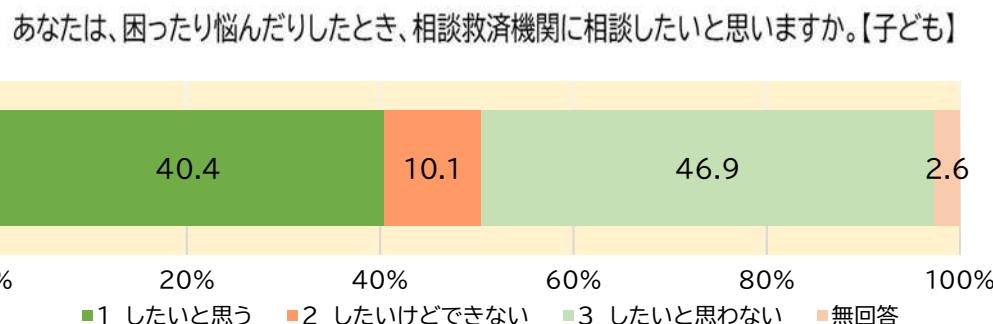


1 子どもの権利をめぐる現状と課題

(7)相談機関・救済機関の利用について (条例第35条関連)

- ・第9回の実態・意識調査では、「困ったり悩んだりしたとき、相談するしたら誰に相談しますか。」という質問に対し77.0%の子どもが「親」、62.1%の子どもが「友だち」と回答し、「相談機関」と回答した子どもは4.5%という結果でした。
- ・また、困ったり悩んだりしたときに相談・救済機関に相談したいと思うかという質問に対し、10.1%の子どもが「したいけどできない」、46.9%の子どもが「したいと思わない」という結果でした。
- ・さらに、困ったり悩んだりしたときに相談したいけどできない理由について、相談に行くのに「勇気がでない」や「恥ずかしい」「自分の意見を話すのが苦手」「どうせ解決しない」などの回答がありました。
- ・現在ある相談・救済機関に、子どもの相談が十分につながっているとは言えない状況があり、子どもを権利侵害から守るため、子どもが困ったり悩んだりしたときに相談しやすい環境づくりを進めていく必要があります。また、子どもには、困ったときに相談してよいことを子ども自身にも伝えていく必要があります。

[第8次行動計画への反映:施策の方向 I 推進施策3 P. 44]



出典:
第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(令和6年度)



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

平成17(2005)年度以降、3年を一期とした第1次～第7次の行動計画では、子どもの権利施策の推進に向け、さまざまな取組を進めてきました。第7次の行動計画では5つの施策の方向を定め、それぞれの方向ごとに成果指標を設定しながら子どもの権利の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。第8次の行動計画では、これまでの各施策の取組の成果や成果指標の実績などを踏まえた取組を推進していきます。

施策の方向(Ⅰ) 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

●第7次行動計画までの主な取組の成果

- ・さまざまな手法で子どもの権利に関する普及・啓発や小中学校における子どもの権利学習に取り組んできていることから、実態・意識調査の結果では、子どもが約4割～5割、大人は約3割～4割が何らかの形で条例を知っていると答えています。
- ・子どもの権利について子ども自身が理解し自己肯定感を持てるよう、市立学校での子どもの権利学習や、市民協働による「かわさき子どもの権利の日事業」等の広報・啓発事業を実施してきました。
- ・子どもの成長段階に合わせて、理解しやすい広報資料として、アニメーションを使った映像資料や絵本、子ども向けの条例解説リーフレットや市制100周年を機に作成した「子どもの権利×うんこドリル」等の活用を進めるなど子どもの権利についての理解と関心を深める取組を推進してきました。
- ・学校や子どもに関わる施設の職員、行政職員などについては、条例の内容をしっかりと理解していることが重要であるため、各種研修等において子どもの権利や条例についての資料提供、研修等への講師派遣などの取組を進めてきました。

●第7次行動計画の成果指標に対する実績

施策の方向Ⅰの成果指標は、現状が目標値を下回りました。これまでさまざまな手法で広報・啓発の取組をしてきましたが、さらに条例の広報・啓発に向けた取組を進める必要があります。

成果指標：条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合
※令和6年調査では、「名前も内容も知っている」「名前だけ知っている」と回答した割合

1 子ども (10～17歳)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	59.7%	49.0%	63.0%以上

2 大人 (18歳以上)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	42.3%	33.1%	46.0%以上



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅱ) 個別の支援 (条例第2章)

●第7次行動計画までの主な取組の成果

- ・不登校対策の推進にあたり、令和6年度に「不登校対策の充実に向けた指針」を策定し、NPO法人や親の会とも協力して、不登校児童生徒の居場所や支援機関、進路についての情報提供を行ってきました。
- ・外国につながりのある子どもへの日本語指導体制の充実や、学校でのコミュニケーションを支援するための通訳機の配置など、一人ひとりに応じた支援を行いました。また、外国籍の子どもがいる保護者に、多言語による「外国人保護者用就学ハンドブック」を配付し、日本の学校への就学に関わる情報提供を行ってきました。
- ・子どもが性別による差別や不利益を受けたり適切な支援を受けることができずに孤立したりすることを防止するため、学校における性の多様性プログラムや教職員研修、保護者向けリーフレット「性別で決めつけをしていませんか?」の配布等を通じて、LGBTをはじめとする性的マイノリティへの誤解や偏見をなくし、正しい理解を広める取組を進めてきました。
- ・施設等に入所となる子どもに対して、必ず「子どもの権利ノート」を配付するとともに、一時保護中の子どもに対しては、「子どもの権利カード」を配付するなど、年齢や能力に合わせて丁寧な説明、情報提供を行いました。また、継続して施設等に入所している子どもについては年に1回、児童福祉司から子どもの権利ノートについて説明をする機会を作りました。令和6年度から開始した意見表明等支援事業では、表明された子どもの意見に対して、所管児童相談所と共有し、適切な対応を行うことにより子どもの権利擁護に努めてきました。

●第7次行動計画の成果指標に対する実績

施策の方向Ⅱの成果指標は、現状が目標値を下回っているものの、計画策定時よりは子どもは横ばい、大人は上昇傾向にあります。子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、引き続き個別の支援に向けた取組を充実する必要があります。

成果指標:子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて「思う」、「だいたい思う」と回答する市民の割合

	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
1 子ども (10~17歳)	89.7%	89.2%	94.0%以上
2 大人 (18歳以上)	79.9%	82.9%	85.0%以上



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅲ) 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(条例第3章)

●第7次計画までの主な取組の成果

- ・子どもが育つあらゆる場所において子どもの権利が保障されるように、親等に対する子育て支援、保育園、学校等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援を行ってきました。
- ・子どもの養育の支援として、各区役所地域みまもり支援センターや地域子育て支援センターにおいて地域ごとの特色のある子育て情報発信をするとともに、各種機関・制度等を通じて子育て環境の向上のため相談・支援に取り組んできました。
- ・さまざまな機会を通じ、各種団体等と連携しながら、児童虐待防止の普及・啓発の取組を進めるとともに、不登校やいじめの悩みを抱える児童・生徒に対しては、教育相談センター・スクールカウンセラーによる来所や電話相談などを進めてきました。
- ・令和6年度に「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」を策定し、子どもの意見等を聞きながら、学齢期や思春期の子どもの居場所づくりの取組を進めてきました。

●第7次行動計画の成果指標に対する実績

施策の方向Ⅲの成果指標1、2は現状が目標値を下回っています。これまで育ち・学ぶ施設の職員への研修や周知の取組をしてきましたが、引き続き家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障に向けた取組を進める必要があります。

成果指標1:条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

※令和6年度調査では、「名前だけ知っている」「知らない」と回答した割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
17.5%	28.4%	12.0%以下

成果指標2:子どもとの関わりの中で、子どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
15.0%	14.9%	10.0%以下



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(IV) 子どもの参加 (条例第4章)

●第7次計画までの主な取組の成果

- ・子どもの参加・意見表明として、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される「川崎市子ども会議」等を通じ、子どもの意見等の尊重を進め、さらに、「子ども・若者の声募集箱」等の新たな取組を推進してきました。
- ・川崎市子ども会議においては、公募で集まった子どもたちが自ら設定したテーマ(防災、デジタル技術の活用、子どもの権利への理解など)について検討を行い、市に意見表明ができるよう、幅広い子どもたちや地域の大人等との意見交換を行う「カワサキ☆U18」の開催や、アンケート調査や関連施設の見学、市職員等からの聞き取り調査などの支援を行いました。
- また、行政区・中学校区の子ども会議についても、各地域の実情に応じた創意工夫により、さまざまな子どもの参加の取組が進められるよう、情報交換の場の設定などの支援を行いました。
- ・こども文化センターに「子ども運営会議」を設置するなど子どもの意見表明と参加を推進してきました。
- ・平成16(2004)年、市ホームページ上に「こどもページ」を作成し、令和5(2023)年には子どもの声を反映しながらリニューアルを行う等、子どもの意見表明・参加を支援してきました。
- ・「子ども・若者の声募集箱」では子どもや若者からの声を市ホームページで受け付けることで、子どもたちが市政に対して気軽に想いや考えを伝えることができました。また、子どもや若者から届いた声を各所管局区等で受け止めるとともに、その内容に対する考え方を作成することで、市政運営の参考としました。さらに、届いた声と市の考えを、市ホームページで定期的にフィードバックすることで、自分たちの声が受け止められたことを、子どもや若者が実感できるような取組を進めてきました。



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(IV) 子どもの参加（条例第4章）

●第7次行動計画の成果指標に対する実績

施策の方向IVの成果指標1、2は、現状が目標値を下回ったものの、第7次計画策定時よりは成果指標1は横ばい、成果指標2は上回っています。これまでも、新たな子どもの参加・意見表明の取組をしてきましたが、引き続き子どもの参加・意見表明に向けた取組を促進する必要があります。

成果指標1:地域の活動やイベント、ボランティア活動等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
44.6%	44.7%	39.0%以下

成果指標2:地域の話し合い(子ども会議や、生徒会・児童会など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
78.9%	70.6%	60.0%以下



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅴ) 相談及び救済（条例第5章）

●第7次計画までの主な取組の成果

- ・子どもが安心して相談できるよう「24時間子供SOS電話相談」や「子どもの人権110番」などの相談・救済機関等の周知を行うとともに、市立小・中・高等学校・特別支援学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談を実施してきました。
- ・子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オーブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、保護者等にも周知を図るため区の子育てイベント等に広報パネルを展示し広く広報しました。また、こども未来局や市民文化局など関係局が作成する冊子等においても、相談窓口の広報を引き続き実施しました。
- ・スクールカウンセラーへの相談について、令和6年度は、スクールカウンセラーは中学校52校で延べ相談人数が21,692人、高等学校5校で延べ相談人数が2,176人、学校巡回カウンセラーは小学校・特別支援学校117校で延べ相談人数が18,100人でした。定期的に心理の専門家が学校に勤務することで、教職員と協力しながら、一人ひとりに寄り添った支援を行ってきました。

●第7次行動計画の成果指標に対する実績

施策の方向Ⅴの成果指標は、現状が目標値を下回りました。これまで子どもが安心して相談できるよう、相談・救済機関等の周知の取組をしてきましたが、引き続き相談・救済に向けた取組を進める必要があります。

成果指標1：困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」、「したいと思わない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
63.3%	57.0%	47.0%以下



第2章 これまでの取組の成果と課題



3 子どもの権利委員会からの意見聴取

(1)川崎市子どもの権利委員会とは

条例では、第38条で子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の効果・課題を客観的に検証するため、人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される「川崎市子どもの権利委員会」(以下「権利委員会」という。)の設置を規定しています。

権利委員会は、市長の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議するとともに、市は、行動計画を策定するにあたっては、当該委員会からの意見を聞くものとされています。

諮問年	主な諮問事項	権利委員会
平成13年	子どもの参加	第1期
平成16年	子どもの居場所と参加活動の拠点作り	第2期
平成19年	子どもの相談及び救済	第3期
平成22年	条例の広報・啓発	第4期
平成26年	子どもの成長に応じた育ちの支援	第5期
平成29年	子どもに対する支援の協働・連携	第6期
令和元年	子どもからみた子どもの権利条例の検証と おとなの子どもへの関わり方	第7期
令和4年	子どもの相談及び救済機関の利用促進	第8期
令和7年	子どもの権利が尊重されるための目指すべき姿や 目標設定の在り方等について	第9期



第2章 これまでの取組の成果と課題



3 子どもの権利委員会からの意見聴取

(2) 意見聴取結果

行動計画の策定にあたり、ともに検証活動を進めてきた権利委員会からは、「第8次子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見」として、5つの視点と2つの重点的な取組の意見をいただきました。

5つの視点として(要旨)

① 計画全体が「子どもの権利の視点」や「子どもの視点」であること

行動計画においては、原則「子どもの権利の視点」や「子どもの視点」であることが望ましく、事業の目的・目標、成果や課題についても「子どもの権利」の視点に基づくことで、子どもの権利の推進につながっていく。

② 行動計画の見直しについて

行動計画の策定から約20年が経過した今、子どもの権利保障のための事業として実施できているのか、自己評価やその評価の基準を含めて評価方法が正しいのかなど、もう一度全体を検証し、必要な見直しをすることが求められている。

③ 子どもの声を聴き、尊重すること

子どもが過ごすさまざまな場で、その環境があることが重要であるものの取組は十分ではない。既存の決まり事が一方的に優先されたり、ルールが大人の主導で決められたりするのではなく、子どもと大人が対等に扱われ、子どもが自発的に意見を表明でき、その意見が尊重されるような環境づくりが重要である。また、声の出せない子どもや、場に参加しづらい子どもの意見については積極的に聴き、反映するよう努めなければならない。

④ 条例や子どもの権利の普及啓発

子どもの権利や条例の普及・啓発のための取組の効果検証がされていない、不足している場合がある。ある程度仮説を立て検証する必要がある。大人が子どもの権利やその理念を知る機会を増やしていくことや、普及啓発のさらなる工夫、各部局・部署が行う子どもを含めた市民が参加できる事業等と共同・協力することも必要である。

⑤ 大人の責務

子どもの権利を知ることで、地域全体で子どもの育ちや子育てを支援することにつながったり、子どもへの虐待の防止等にもつながるため、大人へ子どもの権利や条例について周知する必要がある。



第2章 これまでの取組の成果と課題



3 子どもの権利委員会からの意見聴取

(2) 意見聴取結果

重点的取組として(要旨)

第一に取組んでほしいこととして、計画策定から評価までのあらゆる段階で子どもの声を聴き、その意見を尊重し反映させてほしい。

① 子どもの権利や子どもの視点を大切にした取組の充実

子どもの権利や子どもの意見を含めた視点が大切にされるためには、条例や子どもの権利のことを知る必要がある。子どもや子どもに関わる大人だけでなく、広く市民が条例や子どもの権利について知る機会を増やしていくことが重要である。

② 多様な背景をもつ子どもを包摂的に

子どもがもつ背景はまさに多様であり、個別の必要に応じた支援に対する施策が進められてきている。子どもは一人ひとり子どもの権利の主体であり、あらゆる子どもが包摂的に権利が守られることが望まれる。そのため、個別の支援と包摂的な施策を同時に推進していくことが重要である。条例第16条には子どもが置かれている状況に応じ、意見表明の方法や参加の手法等に工夫や配慮がされることとあり、子どもが過ごすさまざまな場でその環境があることが重要であるものの、取組は十分ではなく、声の出せない子どもや、場に参加しづらい子どもの意見については積極的に聴き、反映するよう努めなければならない。



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

第8次行動計画素案の策定作業にあたって、子どもの権利に関して、子どもたちから意見を聴きました。

①対面での意見聴取

【シール投票・ヒアリングの実施】

- (1)「マリエンあそびの日」(9月7日)のイベントブース来場者へのシール投票・ヒアリング
- (2)「多摩区子ども・子育てフェスタ」(9月14日)のイベントブース来場者へのシール投票・ヒアリング (2か所合計 445名)

【ヒアリングの実施】

- (3)「川崎市子ども会議」(10月5日)の子ども達へのヒアリング (子ども 14名)

②アンケート調査の実施

- ・LoGoフォームを用いたアンケート調査の実施(10月1日～10日) (回答者 312名)



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

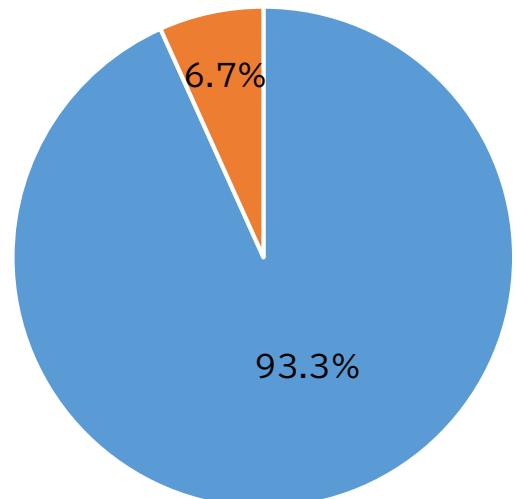
意見聴取の結果

施策の方向 I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

この取組に賛成・応援する子ども

- イベント参加者の投票結果
(賛成・応援する) 合計75名(一部大人含む)

- LoGoフォームアンケートの結果 (N=312)



- この取組に賛成・応援する
- この取組はあまり必要ない

この取組に対する意見(抜粋)

- 多くの人に子どもの権利を知ってもらうことで、子どもの人権がより尊重されると思うから。(他37件)
- イベントなどで広報することで多くの人に知ってもらえるし、パンフレットのおかげで知ることができたのでこれからも定期的に配れば認知度も上がると思います。(他35件)
- 子どもの権利があることを大人に知って欲しい。(他18件)
- 初めて子どもの権利について知りました。よく知らないから知ってほしい。(他14件)
- 今後のために必要だと思う。(他6件)
- パンフレットだけでなく、授業で教えてくれるともっと知ることができると思う。(他4件)
- 自分の生活や環境にどう影響するかを体感できることが大切だと思うので、体感できるイベントをやってほしい。(他4件)
- 知らない子どもが多いので、取組に賛成。自分(子ども)たちのためになると思う。(他7件)
- 学校で配布されるリーフレットはいいと思うが、説明を先生がしてくれることや、内容やレイアウトは時々見直してほしい。(他1件)



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

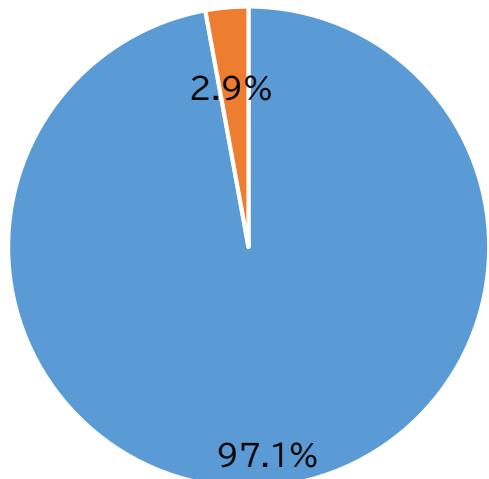
意見聴取の結果

施策の方向Ⅱ 個別の支援

この取組に賛成・応援する子ども

○イベント参加者の投票結果
(賛成・応援する) 合計75名(一部大人含む)

○LoGoフォームアンケートの結果 (N=312)



■ この取組に賛成・応援する ■ この取組はあまり必要ない

この取組に対する意見(抜粋)

- 外国につながりがある子どもが安心して過ごせるようにいろいろなサポートをしてほしい。(他35件)
- 外国の子でも、障害のある子でも、「○○だから」という理由で差別するのは良くないと思うので、個別の支援はいいと思います。(他33件)
- みんなと同じじゃなくても安心して過ごせる生活をしてほしいから。(他27件)
- 一人ひとりに寄り添って、これからも頑張ってほしいです。(他25件)
- みんな平等に生活をする権利があるから。(他23件)
- 勉強が難しい人も、学校が合わない子も支援があればいいなと思います。(他14件)
- 色々な人がいることを色々な人に知ってほしいから。(他5件)
- お互い助け合っていくのがルールだと思う。(他3件)



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

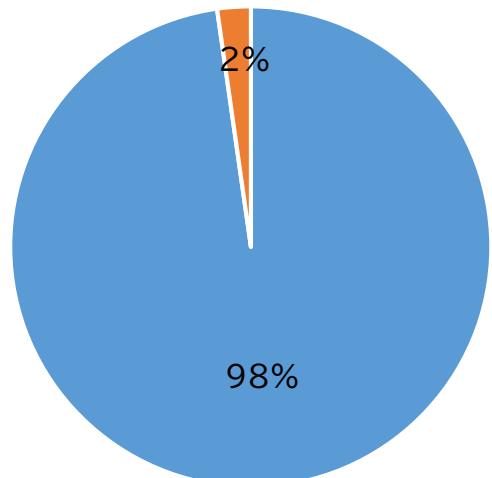
意見聴取の結果

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

この取組に賛成・応援する子ども

○イベント参加者の投票結果
(賛成・応援する) 合計101名(一部大人含む)

○LoGoフォームアンケートの結果 (N=312)



■ この取組に賛成・応援する

■ この取組はあまり必要ない

この取組に対する意見(抜粋)

- 虐待など体罰はよくないので取組をしてほしい。(他30件)
- 困ってる人は助けるべきだし、弱い人を絶対にいじめてはいけないから、こういうことをたくさんやったほうがいいと思う。(他25件)
- 情報共有をすることによって、いまの状況を把握し、何をするべきかがわかることができるから。(他18件)
- 子どもたちが虐待されないように助け合いを大切にしてほしいから。(他9件)
- みんなが安心して過ごせるので大事だと思います。(他6件)
- 話せずに抱え込む子もいるかもしれないから相談できた方が安心できる。(他6件)
- 虐待とかを見過ごさないように施設がたくさんあるといいと思う。(他4件)
- 子ども全員が平等であったほうがいいと思ったから。(他2件)
- 子育てをしている人が安心できる環境を作っていくようにしたいと思った。(他2件)
- 虐待が起こる原因に、貧困や、親へのサポートも少ない、または援助やサポートを知らないということもあるので、周知も必要。(他3件)※大人からの意見



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

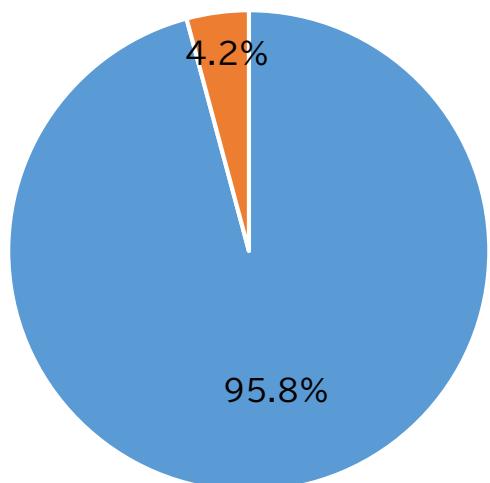
意見聴取の結果

施策の方向IV 子どもの参加

この取組に賛成・応援する子ども

○イベント参加者の投票結果
(賛成・応援する) 合計106名(一部大人含む)

○LoGoフォームアンケートの結果 (N=312)



■ この取組に賛成・応援する

■ この取組はあまり必要ない

この取組に対する意見(抜粋)

- 子どもの意見に寄り添っていてとてもありがとうございます。(他42件)
- 子どもの意見などが聞けて、より地域の活動に取組めると思うから。(他11件)
- この取り組みの存在をもっと学校などでも知らせてほしい。(他11件)
- 言いたくても言えないときがあるから、匿名などGIGA端末などで意見を聞いてほしい。(他8件)
- 子どもが意見を言いやすいように、ハードルを下げられるといいな。(他7件)
- 子どもが意見を出す事にやりがいを感じられるといい。(他5件)
- 大人だけでなく、子どもの意見を共有できるところがほしい。(他3件)
- みんなが自分の意見を言って、暮らしやすい街を作れるから。(他3件)
- 子どものうちにたくさん経験しておくことで今後にいかせたり、興味がわくこともある。(他2件)



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

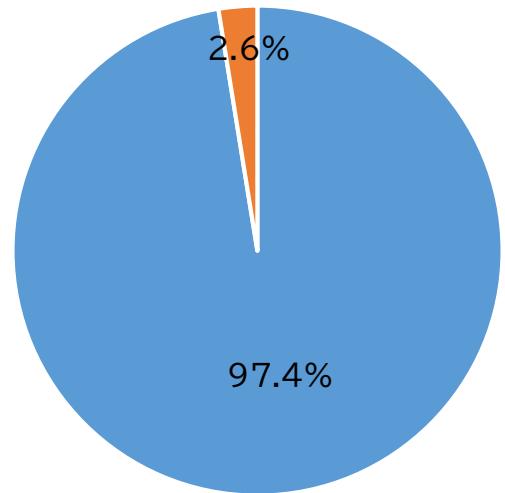
意見聴取の結果

施策の方向▽ 相談及び救済

この取組に賛成・応援する子ども

○イベント参加者の投票結果
(賛成・応援する) 合計88名(一部大人含む)

○LoGoフォームアンケートの結果 (N=312)



■ この取組に賛成・応援する

■ この取組はあまり必要ない

この取組に対する意見(抜粋)

- その環境が必要。子どもにとってとてもありがたいことだと思う。(他30件)
- 気軽に言える環境が増えてくれるといい。(他30件)
- 困っていることを困っているままにしたくないからLINEなどで気軽に相談できるようにしてほしい！(他17件)
- 相談する方法がなくて困っている子どもがいないとは言えないから。(他12件)
- 相談をすることで安心できる生活を送ることができる。(他10件)
- 子どもはよく悩みをかかえるから、それに寄り添ってあげるのが大切だと思う。(他9件)
- どこに相談したらいいか子どもは分かりにくいかも。(他5件)
- 学校で相談できる場所を増やしてほしい。スクールカウンセラーが毎週来てくれるといい。(他5件)
- 携帯電話を持っていないので、GIGA端末を使って相談できるようにしてほしい。(他2件)
- 相談カードを学校でもらった、相談したいことが気軽にできいい。(他2件)
- 大人に相談しにくい子たちには必要だと思う。(他2件)



第2章 これまでの取組の成果と課題



5 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて

本市においても、社会・経済状況の変化や子ども、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化していることにより、さまざまな不安や孤立感・孤独感を抱く子どもも少なくありません。児童虐待相談・通告件数や不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、いじめ等の問題も深刻化するなど、子どもは日常生活の中で生きづらさを感じていることも考えられます。そのため、子どもが将来に夢と希望を抱き、学びや体験を通して自信を持ち、あらゆることに挑戦できることを、子どもを含めた市民が実感できる地域づくり・まちづくりの取組が求められています。

本市では、全国に先駆けて条例を制定し、子どもの権利に関する施策を推進してきました。本計画の計画期間のスタートである令和8年は、条例施行25周年を迎える改めて条例の意義や施策が、一人ひとりの子どもを支援することにつながっているかを意識することが重要です。子どもの権利をめぐる課題には、すぐに解決できるものだけではなく深刻化・複雑化しているものが多く、行政と多様な主体との協働・連携した取組や持続的な取組が必要です。

子どもの権利委員会からの「子どもの権利や子どもの視点を大切にした取組の充実」という意見や、子どもの意見聴取からは「子どもの権利があることを大人に知って欲しい」という意見が多く集まったように、引き続き、子どもの権利の周知に関する取組を推進していく必要があるとともに、子どもの権利の内容についても理解を深め、子どもが権利侵害から身を守れるようになること、また、子どもに関わる職員が、条例を理解し、子どもの権利を常に意識して関わる取組が促進されるよう、庁内においても関係局区が連携し横断的に子どもの権利施策の推進に取り組む必要があります。

また、子どもの権利委員会から「多様な背景をもつ子どもを包摂的に」という意見があったように、すべての子どもがいかに「参加・意見表明」できることが大変重要です。子どもの参加・意見表明の推進は、条例施行から約20年余が経過した現在においても、子どもを単に保護する対象ではなく、大人とともに社会を構成するパートナーであるととらえ、その主体的な地位を保障することにつながります。子どもが現代の市民社会を大人とともに築いていく「市民」として、家庭・学校・地域の中で安心して自分を表現し、他の人との関係性を構築しながら、社会で生きている実感を持つことこそ、子ども自身の成長に極めて大切です。そのためにも、地域の中で自分らしく安心して活動できる機会や居場所を充実させることも重要です。

第8次行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会からの意見としてあげられた行動計画策定に向けた5つの視点や、子どもへの意見聴取であがつた意見を踏まえ、3つの施策の方向、10の推進施策と併せて、「子どもの権利の普及・啓発の推進」「子どもの意見表明を支援する取組の推進」「子どもの居場所づくりの推進」の3つを計画期間における重点的取組として位置付け、課題の解決に向けて取組を推進します。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



1 基本理念

条例前文は、子どもの権利に関する条例の制定に対する市及び市民の決意を宣言するものであると同時に、子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示しています。

そのため、第8次行動計画においても第7次行動計画を継承し、次のとおり、この子ども及び子どもの権利に関する基本的な考え方を基本理念として掲げ、子どもに関する施策を推進します。

基本理念

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める



第3章 計画の基本的な考え方と体系



1 基本理念

(1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である

条例前文には、「子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。」と示されています。

これは、条例策定時の平成11(1999)年12月に川崎子ども集会代表者会議によって出された川崎子ども集会アピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切に」してほしい、「子どもを大人より下の存在ではなく一人の人間として平等にみてほしい」という願いを反映したものです。

(2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである

条例前文には、「子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。」と示されています。

条約では、子どもを「保護される対象(客体)」から「権利を行使する主体」として「子ども観」を転換しており、国際原則のもと、条例においてもこのことを基本として、子どもの権利を「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」を子どもにとってなくてはならないものであるとしています。

(3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる

条例前文には、「子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。」と示されています。

条例では、子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触っています。また、条例策定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」については、子どもたちからの要望を入れる形で位置付けています。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



1 基本理念

(4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである

条例前文には、「子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。」と示されています。

児童憲章では、子どもは「社会の一員」として重んぜられるとしており、条例においても、現在の社会に生きる同じ人間同士という視点で、子どもと大人の対等性を表現しています。

(5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている

条例前文には、「子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。」と示されています。

条例では、条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けて、本市における子どもの役割を表しています。

(6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

条例前文には、「市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則を踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。」と示されています。

条例では、「子ども最優先」という国際原則を踏まえて、本市における子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。それぞれの子どもにとって必要な権利が保障されるよう、本市として施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

基本理念のもと、次の3つを施策の方向とし、それぞれに「成果指標」を設定のうえ、子どもの権利に関する取組を推進します。

<施策の体系図>

【施策の方向】

I 子どもの権利の尊重

【推進施策】

- 1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進
- 2 子どもの権利学習の推進
- 3 関係機関と連携した相談・救済等の充実
- 4 市民活動団体との協働・連携の推進

II 子どもの意見表明・参加の推進

- 1 子どもの参加の促進
- 2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援
- 3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

III 子どもの最善の利益の確保

- 1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実
- 2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実
- 3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅰ】子どもの権利の尊重

施策の方向Ⅰ「子どもの権利の尊重」では、すべての子どもの命が守られ、自分らしく成長し、社会で生きていく力を身につけるため、地域社会全体で、一人ひとりの子どもの権利が尊重される環境づくりを進めます。

条例第6条では「市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。」と規定しています。条例の目的である子どもの権利の保障のためには、地域で暮らす子どもも大人も、子どもの権利に対する意識を高めていくことが重要であり、SNSや動画の活用等、さまざまな媒体による効果的な広報や市民参加で、子どもの権利の啓発イベントなどを行うことにより、多くの市民が子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めます。

「第9回実態・意識調査」においては、前回調査結果から、子ども、大人、育ち・学ぶ施設の職員の条例の認知度が低下しました。保護者や育ち・学ぶ施設の職員は子どもにとって身近な大人のひとりであり、その認知度に加え、「子どもの権利」についてしっかりと理解してもらうことで、子どもが自ら育ち、学べる環境づくりに大きく寄与すると考えられることから、職員等への学習・研修の取組を進めます。また、育ち・学ぶ施設等で子ども自身が「子どもの権利」を学ぶ機会を提供します。

子どもの状況に応じて適切な相談の機会が、ふさわしい雰囲気の中で確保されることを保障するため、子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもとその権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境づくりに向けた取組を進めます。また、子どもが権利侵害から逃れられるよう、救済制度等のより広い周知等に取り組みます。

地域社会全体で、子どもの権利施策を推進するため、子どもに関わる活動をするさまざまな市民・市民活動団体等との協働・連携した取組を進めます。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅰ】子どもの権利の尊重

【「施策の方向Ⅰ」の目標】

子どもの権利が尊重され、自分らしく安心して成長できる環境づくりが進んでいる。

【推進施策】

- 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進
- 子どもの権利学習の推進
- 関係機関と連携した相談・救済等の充実
- 市民活動団体との協働・連携の推進

【成果指標①】条例を「名前も内容も知っている」、「名前だけ知っている」と回答する割合

(子ども)	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
	49.0%	53.0%以上

(大人)	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
	33.1%	37.1%以上

【成果指標②】条例を「名前も内容も知っている」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
71.0%	75.0%以上

【成果指標③】困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「したいけどできない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
10.1%	8.1%以下

- 成果指標は、「第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を基に第8回以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅱ】子どもの意見表明・参加の推進

施策の方向Ⅱ「子どもの意見表明・参加の推進」では、子どもが、年齢や発達段階に応じて、自分に関することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できる環境づくりを進めます。

条例第15条では「子どもは、参加することができる。」として「参加する権利」を規定しています。子どもが参加しやすい開かれた社会のために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域や市政等に子どもが参加し、意見を述べる機会を増やす取組を促進します。また、関連する情報をわかりやすく提供する取組を推進します。

参加活動の拠点施設において、子どもの自主的、自発的な活動を支援する取組を進めるとともに、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催するなど、さまざまな活動の機会を通じて、子どもが生活する場面に応じた参加活動が促進される取組を進めます。

育ち・学ぶ施設等において、子どもが自主的・自発的に活動できるような適切な支援につながる取組を推進するとともに、子どもが利用する施設等において、子どもの意見等が尊重される取組を進めます。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅱ】子どもの意見表明・参加の推進

【「施策の方向Ⅱ」の目標】

あらゆる機会において、子どもが主体的に活動に参加し、自分の意見が言える環境づくりが進んでいる。

【推進施策】

- 1 子どもの参加の促進
- 2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援
- 3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

【成果指標①】地域の活動・ボランティア等に参加したことがないと回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
44.7%	44.7%以下

【成果指標②】地域の話し合い(子ども会議や、生徒会・児童会など)に参加したことがないと回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
70.6%	66.6%以下

【成果指標③】学校で何かをしたり、決めたりするとき、先生は、子どもの意見を「聞いている」「だいたい聞いている」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
95.9%	96.7%以下

- ・ 成果指標は、「第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を基に第8回以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅲ】子どもの最善の利益の確保

施策の方向Ⅲ「子どもの最善の利益の確保」では、条例第3章(第17~28条)は、家庭、育ち・学ぶ施設、地域が子どもの権利保障に果たす役割や責務を踏まえながら、子どもの権利の視点に立って、子どもが生まれ育った環境に関わらず自分らしく幸せに暮らしていくため、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもの成長段階や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を進めます。

子育てに不安や負担を抱える家庭は増えており、身近な地域で「地域に支えられている」という安心感が持てるよう、行政・家庭・学校・地域などが連携・協力しながら、子育て家庭に寄り添い、地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりに向け、情報発信や交流の場づくりなどの取組を進めます。

子どもは成長過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣を身に付け、自尊感情や自己肯定感を大切にしながら、豊かな価値観を育み、社会と積極的に関わり、多様な価値観に触れながら、自立した大人へと成長します。すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していくよう、地域における子どもの居場所づくりや子どもの置かれている状況に応じた支援などの取組を進めます。

条例第16条には「個別の必要性に応じて支援を受ける権利」が規定されています。子どもの発達状況などに不安を抱える家庭や、経済的な困窮や援助希求が発信できることなどから、社会的孤立が深刻化し、複雑・困難な課題を抱える子どもが増えており、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、個々の状況に寄り添った支援が受けられるよう、各種相談支援や社会的自立に向けた取組などを進めます。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅲ】子どもの最善の利益の確保

【「施策の方向Ⅲ」の目標】

きめ細かな支援のもと、安心して子育てができ、自立した大人へと成長していくける環境が整っている。

【推進施策】

- 子どもを安心して産み育てられる環境の充実
- 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実
- 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

【成果指標①】子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)保護者の割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
99.3%	100%

【成果指標②】地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所があるかという質問に「ある」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
78.9%	80.9%以上

【成果指標③】子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」、「ときどき思う」と回答する割合

(子ども)

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
89.2%	93.2%以上

(大人)

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
82.9%	87.3%以上

- 成果指標①は「地域子育て支援センター・保育所施設等利用者を対象としたアンケート調査」、成果指標②③は「第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果を基に第8回以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。



第4章 推進施策と取組



3つの施策の方向に、10の推進施策を位置付け、総合計画の事務事業を基本として取組を推進します。

1 施策の方向 I 子どもの権利の尊重

すべての子どもの命が守られ、自分らしく成長し、社会で生きていく力を身につけるため、地域社会全体で、一人ひとりの子どもの権利が尊重される環境づくりを進めます。

推進施策1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進

SNSや動画の活用等、さまざまな媒体による効果的な広報や市民参加で子どもの権利の啓発イベントなどを行うことにより、多くの市民が子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの権利関連事業 (こども未来局青少年支援室)	<ul style="list-style-type: none">①かわさき子どもの権利の日事業②子どもの権利に関する条例のパンフレットの配布やパネル展示③講演会を通じた子どもの権利の普及・啓発④児童相談所や児童養護施設等における子どもの権利の啓発⑤大人向けの子どもの権利に関する広報、普及・啓発
2	人権尊重・多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	<ul style="list-style-type: none">①人権尊重教育実践集録の作成②子どもの権利に関する週間
3	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 (こども未来局保育・子育て推進部)	<ul style="list-style-type: none">①保育園だより②保育所等における子どもの権利の意識を高めるための機会づくり



第4章 推進施策と取組



1 施策の方向 I 子どもの権利の尊重

推進施策2 子どもの権利学習の推進

保護者や育ち・学ぶ施設の職員は子どもにとって身近な大人のひとりであり、条例の認知度に加え、「子どもの権利」についてしっかりと理解してもらうことで、子どもが自ら育ち、学べる環境づくりに大きく寄与すると考えられることから、職員等への学習・研修の取組を進めます。また、育ち・学ぶ施設等で子ども自身が「子どもの権利」を学ぶ機会を提供します。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの権利関連事業 (こども未来局青少年支援室)	①子どもに関わる職員等への研修の実施
2	人権尊重・多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	①権利学習資料の作成 ②子どもの権利に関する週間 ③人権尊重教育実践集録の作成 ④権利学習派遣事業 ⑤人権尊重教育推進担当者研修 ⑥管理職や教職員を対象とした研修会の開催
3	共生・共育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	①各学校の「かわさき共生＊共育プログラム」活用推進に関する学校の実態に応じた支援 ②「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修
4	地域教育活動等の推進事業 (教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課)	①川崎市子ども会議(子どもの権利に関する学習支援)
5	家庭教育支援事業 (教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)	①親同士の交流を促進する学級・講座等の実施、PTA等による学習活動の支援
6	社会教育振興事業 (教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)	①社会教育振興事業(教育文化会館や市民館における学習事業) ②社会教育職員研修 ③PTA活動研修



第4章 推進施策と取組



1 施策の方向 I 子どもの権利の尊重

推進施策2 子どもの権利学習の推進

	事務事業名（所管課）	主な取組
7	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 (こども未来局保育・子育て推進部)	①公民保育所等施設長及び職員を対象とした研修会の開催 ②保育所等における職場研修(子どもの権利、多文化) ③公民保育施設等職員を対象とした研修会の開催 ④民間保育所等への訪問や連絡会を通じた子どもの権利啓発活動 ⑤幼児教育における巡回相談・支援等
8	子どもの居場所づくり推進事業 (こども未来局青少年支援室)	①こども文化センター・わくわくプラザスタッフ研修
9	教職員の人材育成事業 (教育委員会事務局川崎市総合教育センター)	①教職員研修(子どもの権利) ②校長を対象とした研修会の開催 ③教職員研修(人権尊重)
10	地域包括ケアシステム推進事業 (健康福祉局地域包括ケア推進室)	①冊子「ふれあい かわさきの福祉」発行
11	人権関連事業 (市民文化局人権・男女共同参画室)	①男女平等教育参考資料の作成
12	児童虐待等対策事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①児童相談所等の職員に対する子どもの権利に係る研修
13	社会的養育推進事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①里親への研修 ②乳児院、児童養護施設等の職員への研修支援



第4章 推進施策と取組



1 施策の方向 I 子どもの権利の尊重

推進施策3 関係機関と連携した相談・救済等の充実

子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもとその権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境づくりを進めるとともに、子どもが権利侵害から逃れられるよう、救済制度等のより広い周知等に取り組みます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの権利関連事業 (こども未来局青少年支援室)	①かわさきしこどもページ
2	人権尊重・多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	①相談カード「ひとりで悩まないで」の作成、配布
3	人権オンブズパーソン運営事業 (市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当)	①人権オンブズパーソンによる相談・救済等の実施 ②人権オンブズパーソン制度の広報・啓発の実施
4	児童生徒支援・相談事業 (教育委員会事務局川崎市総合教育センター)	①24時間電話相談 ②教育相談事業 ③電話相談ホットライン ④スクールカウンセラーの配置・活用 ⑤スクールソーシャルワーカーの配置事業 ⑥支援教育コーディネーターの配置・活用
5	母子保健指導・相談事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①思春期保健相談
6	児童虐待等対策事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①児童虐待防止普及啓発活動 ②児童虐待や家族の悩みに関する相談体制の構築



第4章 推進施策と取組



1 施策の方向 I 子どもの権利の尊重

推進施策4 市民活動団体との協働・連携の推進

地域社会全体で、子どもの権利施策を推進するため、子どもに関わる活動をするさまざまな市民・市民活動団体等との協働・連携した取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの権利関連事業 (こども未来局青少年支援室)	①かわさき子どもの権利の日事業
2	青少年活動推進事業 (こども未来局青少年支援室)	①青少年関係団体活動支援事業
3	児童生徒支援・相談事業 (教育委員会事務局学校教育部指導課)	①いじめ防止対策連絡協議会
4	地域課題対応事業	①各区におけるネットワーク会議等 ②各区における子育てフェスタ等
5	社会教育振興事業(宮前区)	①みやまえ子育てフェスタ
6	社会教育振興事業(多摩区)	①たまたま子育てまつり



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

子どもが、年齢や発達段階に応じて、自分に関することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できる環境づくりを進めます。

推進施策1 子どもの参加の促進

子どもが参加しやすい開かれた社会するために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域や、市政等に子どもが参加し、意見を述べる機会を増やす取組を促進します。また、関連する情報を分かりやすく提供する取組を推進します。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの権利関連事業 (子ども未来局青少年支援室)	①子どもが参加できるイベント情報の提供(かわさきしこどもページ)
2	子ども・若者未来応援事業 (子ども未来局総務部企画課)	①子ども・若者の“声”募集箱の設置
3	社会教育振興事業 (教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)	①小中高生向けの事業の実施(教育文化会館や市民館における学習事業)
4	青少年活動推進事業 (子ども未来局青少年支援室)	①青少年の社会参加に向けた青少年フェスティバルの開催 ②中高生リーダー研修
5	子どもの居場所づくり推進事業 (子ども未来局青少年支援室)	①子どもが参加できるイベント情報の提供(こども文化センターだより)
6	地域防災推進事業 (危機管理本部危機管理部)	①こども防災塾



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策1 子どもの参加の促進

	事務事業名（所管課）	主な取組
7	地域スポーツ推進事業 (市民文化局市民スポーツ室)	①地域における子ども向けスポーツ事業の実施
8	市民スポーツ推進事業 (市民文化局市民スポーツ室)	①市内小学校等におけるパラスポーツ体験講座の実施 ②川崎市スポーツフェスタ事業の実施
9	ホームタウンスポーツ推進事業 (市民文化局市民スポーツ室)	①かわさきスポーツパートナー等と連携した「ふれあいスポーツ教室」等の実施 ②市内小学校等における「フラッグフットボール巡回教室」等の実施
10	新川崎・創造のもり推進事業 (経済労働局イノベーション推進部)	①学生向け量子ネイティブ人材育成プログラム
11	殿町国際戦略拠点推進事業 (臨海部国際戦略本部成長戦略推進部)	①キングスカイフロント夏の科学イベント
12	臨海部産業競争力強化推進事業 (臨海部国際戦略本部事業推進部)	①川崎臨海部しごとスタイルプログラム
13	文化芸術活動推進事業 (市民文化局市民文化振興室)	①子ども向けの文化・芸術活動への参加機会の提供



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策1 子どもの参加の促進

	事務事業名（所管課）	主な取組
14	音楽のまち・映像のまち推進事業 (市民文化局市民文化振興室)	①子どもが音楽と関わる機会の提供 ②映像制作を体験するワークショップ等の実施 ③映像制作体験事業等への講師派遣
15	消費生活相談・啓発育成事業 (経済労働局産業政策部消費者行政センター)	①若者向け消費者教育推進に関する事業
16	卸売市場管理運営事業 (経済労働局中央卸売市場北部市場)	①親子市場体験教室
17	生活文化会館管理運営事業 (経済労働局労働雇用部)	①夏休みものづくり体験教室
18	公園緑地整備事業 (建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)	①生田緑地における親子向け生田緑地の発生材を使ったワークショップ ②生田緑地における親子向け「生き物を持ち出さない」ルール啓発 ③生田緑地におけるどろんこ教室
19	都市緑化推進事業 (建設緑政局グリーンコミュニティ推進室)	①学校と地域を花やみどりでつなぐ協働の花苗育成の取組
20	多摩川施策推進事業 (建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課)	①多摩川水辺の楽校の活動支援 ②水たまキッズ事業



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策1 子どもの参加の促進

	事務事業名（所管課）	主な取組
21	地域防災支援事業 (消防局総務部庶務課)	①みんなが消防士 ②少年消防クラブ
22	広報・サービス事業(上下水道局) (上下水道局サービス推進部サービス推進課)	①子どものページ
23	議会広報 (議会局総務部広報・報道担当)	①市議会広報事業 ②市議会デジタル副読本 ③市議会キッズページ
24	都市型コミュニティ形成推進事業及び自治推進事業 (市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課)	①川崎ワカモノ未来PROJECT ②自治基本条例キッズページ
25	港湾振興事業 (港湾局港湾振興部庶務課)	①港のこどもページ
26	市バスサービス推進事業 (交通局自動車部管理課)	①市バスキッズページ
27	図書館運営事業 (教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)	①川崎市立図書館こどものページ



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策1 子どもの参加の促進

	事務事業名（所管課）	主な取組
28	平和館管理運営事業 (市民文化局川崎市平和館)	①へいわアニメ上映会 ②小中高生を対象とした平和館見学ツアー
29	市政統計事務 (総務企画局都市政策部統計情報課)	①統計キッズページ
30	常時啓発事業 (選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)	①生徒会役員選挙協力事業 ②選挙出前講座
31	地域課題対応事業	①子ども地域交流・居場所促進事業 ②幸区・高津区のこどもページ ③麻生区の乳幼児や小学生を対象とした大学との連携による体験学習



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援

参加活動の拠点施設において、子どもの自主的、自発的な活動を支援する取組を進めるとともに、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催するなど、さまざまな活動の機会を通じて、子どもが生活する場面に応じた参加活動が促進される取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	地域教育活動等の推進事業 (教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課)	①川崎市子ども会議(意見表明、定例会議、権利の普及) ②地域教育会議(行政区・中学校区子ども会議)
2	子どもの居場所づくり推進事業 (こども未来局青少年支援室)	①こども文化センター・わくわくプラザ運営事業
3	子ども・若者支援推進事業 (こども未来局青少年支援室)	①子ども・若者等支援事業(こどもサポート旭町、こどもサポート小田)
4	地域課題対応事業(宮前区)	①思春期問題対策事業(こどもサポート南野川)
5	青少年教育施設の管理運営事業 (こども未来局青少年支援室)	①子ども夢パーク事業(プレーパーク事業) ②子ども夢パーク事業(不登校児童生徒居場所事業) ③子ども夢パーク事業(周知・広報)
6	高校改革推進事業 (教育委員会事務局学校教育部指導課)	①定時制生徒自立支援事業(カフェ形式の居場所づくり)



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

育ち・学ぶ施設等において、子どもが自主的・自発的に活動できるような適切な支援につながる取組を推進するとともに、子どもが利用する施設等において、子どもの意見等が尊重される取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの居場所づくり推進事業 (こども未来局青少年支援室)	①こども文化センター・わくわくプラザ子ども運営会議
2	青少年教育施設の管理運営事業 (こども未来局青少年支援室)	①子ども夢パーク事業(子どもの活動)
3	児童虐待等対策事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①児童相談所一時保護施設における子どもの権利擁護の取組
4	地域とともにある学校づくり推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	①学校運営協議会における児童・生徒の主体的な参加の取組 ②学校における児童会活動・生徒会活動



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

子どもの権利の視点に立って、子どもが生まれ育った環境に関わらず自分らしく幸せに暮らしていくため、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもの成長段階や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を進めます。

推進施策1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

身近な地域で「地域に支えられている」という安心感が持てるよう、行政・家庭・学校・地域などが連携・協力しながら、子育て家庭に寄り添い、地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりに向け、情報発信や交流の場づくりなどの取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	地域子育て支援事業 (子ども未来局保育・子育て推進部、総務部企画課)	①かわさきし子育てガイドブック ②地域子育て支援センター事業
2	子ども・若者未来応援事業 (子ども未来局総務部企画課)	①ライフデザイン支援やワーク・ライフ・バランスの推進
3	男女共同参画センター管理運営事業 (市民文化局人権・男女共同参画室)	①男女共同参画センター(すくらむ21)事業
4	人権関連事業 (市民文化局人権・男女共同参画室)	①性的マイノリティ人権関連事業 ②性的マイノリティ支援に向けた複合イベント ③イベントにおける人権関連ブースの出展
5	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 (子ども未来局保育・子育て推進部)	①交流保育等 ②各種子育て講座 ③保育所等を活用した子育て支援事業 ④子育て支援情報の提供 ⑤地域子育て支援事業 ⑥保育士・看護師・栄養士の講師派遣・職員交流 ⑦各区幼・保・小連携事業 ⑧教材・遊具等の貸出 ⑨公立保育園 遊びの会 ⑩保育所等における守秘義務の厳守、情報管理の徹底強化 ⑪安全管理事業 ⑫事故防止事業 ⑬多文化・多言語に配慮した情報提供 ⑭インクルーシブ保育 ⑮保育所等利用者説明会等



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

	事務事業名（所管課）	主な取組
6	交通安全推進事業 (市民文化局市民生活部地域安全推進課)	①子ども向けの交通安全推進事業
7	防犯対策事業 (市民文化局市民生活部地域安全推進課)	①地域の見守り活動等の防犯対策事業
8	地域防災推進事業 (危機管理本部危機管理部)	①「備える。かわさき」やさしい日本語版
9	地域課題対応事業	①子育て情報誌の発行 ②こども・子育て情報発信事業 ③川崎区保健福祉・こども支援機関通訳翻訳事業 ④赤ちゃん相談 ⑤子育て支援推進事業 ⑥子育てグループ・サロン交流会 ⑦子育て支援者養成事業 ⑧麻生区子育て人材バンク事業



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していくよう、地域における子どもの居場所づくりや子どもの置かれている状況に応じた支援などの取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	青少年活動推進事業 (こども未来局青少年支援室)	①青少年健全育成環境推進事業 ②青少年指導員活動支援事業
2	子どもの居場所づくり推進事業 (こども未来局青少年支援室)	①放課後等の子どもの居場所づくり事業 ②地域子ども・子育て活動支援助成事業 ③地域見守り体制強化事業
3	教育DX推進事業 (教育委員会事務局川崎市総合教育センター)	①学校における情報の適正管理 ②川崎市立学校インターネット問題相談窓口
4	人権尊重・多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	①性別違和などに悩む児童生徒への対応 ②多文化共生ふれあい事業
5	外国人市民施策推進事業 (市民文化局市民生活部多文化共生推進課)	①多文化共生についての理解を進めるための啓発、広報 ②多文化共生指針に基づく取組
6	健康教育推進事業 (教育委員会事務局学校教育部健康教育課)	①心の健康相談支援事業



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

	事務事業名（所管課）	主な取組
7	学校安全推進事業 (教育委員会事務局学校教育部健康教育課)	①通学路等の学校安全対策事業
8	特別支援教育推進事業 (教育委員会事務局学校教育部支援教育課、川崎市総合教育センター)	①通常の学級の児童生徒と特別支援学級・特別支援学校の児童生徒との相互交流
9	不登校対策推進事業 (教育委員会事務局学校教育部支援教育課)	①全小・中学校への設置に向けた「(仮称)校内教育支援センター」の段階的整備 ②保護者向けピアサポートの導入 ③オンライン学習システムを活用した伴走支援のモデル実施
10	児童生徒支援・相談事業 (教育委員会事務局川崎市総合教育センター)	①学校における子どもの処遇に関する適正手続き ②児童生徒指導点検強化月間の実施
11	帰国・外国人児童生徒等支援事業 (教育委員会事務局教育政策室)	①多文化・多言語に配慮した情報提供(学校) ②日本語指導初期支援員の配置 ③民族学校に通う子どもとの交流の促進
12	地域課題対応事業(川崎区)	①日本語に不慣れな小中学生学習支援事業
13	地域課題対応事業(麻生区)	①外国籍等子ども学習支援事業
14	就学等支援事業 (教育委員会事務局総務部学事課)	①就学援助制度 ②高等学校奨学金制度



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

	事務事業名（所管課）	主な取組
15	学校施設環境改善・維持管理事業 (教育委員会事務局教育環境整備推進室)	①安全で快適な教育環境整備事業
16	地域の寺子屋事業 (教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課)	①地域の寺子屋事業
17	地域課題対応事業(宮前区)	①冒険遊び場活動支援事業
18	地域課題対応事業(多摩区)	①こども外遊び交流事業(多摩区)



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、個々の状況に寄り添った支援が受けられるよう、各種相談支援や社会的自立に向けた取組などを進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	母子保健指導・相談事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①在日外国人母子保健サービス支援事業 ②健全母性育成事業 ③発達相談支援教室 ④乳幼児虐待予防事業 ⑤母子相談事業 ⑥母子訪問指導事業 ⑦母子保健指導事業 ⑧健診未受診者フォロー事業 ⑨乳幼児健康診査事業 ⑩子育てグループ育成事業 ⑪すくすく子育てボランティア事業
2	児童虐待等対策事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①要保護児童対策地域協議会の運用 ②児童家庭支援センター事業 ③児童相談所一時保護施設における学習支援 ④児童相談所による子どもの意見聴取 ⑤意見表明等支援事業 ⑥こども家庭相談
3	社会的養育推進事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①里親同士の交流促進 ②家庭的養護の推進 ③児童養護施設等・里親家庭用「子どもの権利ノート」の活用 ④児童養護施設等での啓発活動、情報提供等
4	ひとり親家庭等支援事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①ひとり親家庭等への相談支援事業 ②母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業 ③川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業
5	女性支援推進事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①DV被害者の子どもへの支援



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

	事務事業名（所管課）	主な取組
6	小児慢性特定疾病医療等給付事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①小児慢性特定疾病医療等給付事業
7	障害者等総合相談・支援事業 (健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)	①発達相談支援センターにおける支援事業 ②ふれあいー障害福祉の案内ー ③思春期精神保健相談
8	障害児等総合相談・生活支援事業 (健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)	①地域療育センター及び子ども発達・相談センターにおける相談支援等 ②障害児の地域生活を支えるサービスの提供
9	生活保護自立支援対策事業 (健康福祉局生活保護・自立支援室)	①学習支援・居場所づくり事業



第4章 推進施策と取組



4 重点的取組

第8次行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会からの意見や、子どもからの意見を踏まえ、3つの施策の方向に基づく、10の推進施策に、3つの重点的な視点を位置付け、計画期間内の取組を推進します。

重点①「子どもの権利の普及・啓発」の推進

重点①として「子どもの権利の普及・啓発」の推進に向けては、さまざまな機会を通じて、子どもの権利をより多くの子ども・大人に知ってもらう取組を進めるとともに、困難な状況に直面し、課題を抱える子どもに子どもの権利を認識してもらえる取組を推進します。

主な該当施策：施策の方向Ⅰ 「推進施策1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進」

重点②「子どもの意見表明を支援する取組」の推進

重点②として「子どもの意見表明を支援する取組」の推進に向けては、「川崎市子ども会議」をはじめ、さまざまな場や活動等に子どもが参加できるような取組を進めるとともに、子どもが安心して自分の意見を表明できる環境づくりを推進します。

主な該当施策：施策の方向Ⅱ 「推進施策1 子どもの参加の促進」、「推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援」、「推進施策3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重」

重点③「子どもの居場所づくり」の推進

重点③として「子どもの居場所づくり」の推進に向けては、子どもたちの声を聴きながら、子どもが「居たい」「行きたい」「やつてみたい」と思える学齢期・思春期の放課後等の居場所づくりを進めるとともに、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していくような取組を推進します。

主な該当施策：施策の方向Ⅱ 「推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援」、
施策の方向Ⅲ 「推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実」



第5章 推進体制及び評価・検証



1 推進体制

(1) 庁内推進体制

こども未来局が中心となり、子ども施策全体としての子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図ります。川崎市こども施策庁内推進本部会議の開催及び実務担当者間の連絡調整等により、重点的取組をはじめとする子どもに関する施策の横断的な連携を図ります。区役所地域みまもり支援センター及び関係所管課と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合調整機能や専門的支援機能、地域支援機能を活かして、地域人材の育成、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差した子ども・子育て支援を推進します。

(2) 人材育成の充実

子どもの権利を保障するためには、子どもに関わる職員が子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴き取る感度を高める必要があります。職員一人ひとりがそのことを十分に認識し、子どもの権利に関する意識を高めることができるように、さまざまな職種・階層を対象とした研修等により人材育成の充実を図ります。

(3) 市民、市民活動団体、関係機関との協働・連携

市民や市民活動団体、地域教育会議等の関係団体・機関との協働・連携により、「かわさき子どもの権利の日事業」等の各種広報・啓発事業の開催等を通じて、実効性のある子どもの権利施策を推進します。

2 評価・検証

(1) 進行管理と自己評価の実施

本計画は、「川崎市総合計画」や「川崎市こども・若者の未来応援プラン」等との整合性を図りながら自己評価を実施するとともに、評価結果については、ウェブサイト等を通じて公表します。

(2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証

権利委員会は、本市における子どもの権利保障状況を検証しながら、市が実施する計画期間内の自己評価結果等について意見を述べます。